

第百五十九回国
参議院法務委員会會議録第二号

平成十六年三月十六日(火曜日)
午前十一時一分開会

出席者は左のとおり。

委員長	山本 保君
理事	松村 龍二君 吉田 博美君 千葉 景子君 木庭健太郎君
委員	青木 幹雄君 岩井 國臣君 鴻池 祥肇君 陣内 孝雄君 野間 赳君 今泉 昭君 江田 五月君 角田 義一君 樋口 俊一君 堀 利和君 井上 哲士君 野沢 太三君 副大臣 法務 大臣 実川 幸夫君 大臣政務官 法務 大臣政務官 中野 清君 事務局側 常任委員会専門 員 加藤 一字君 政府参考人 司法制度改革推 進本部事務局長 山崎 潮君 警察庁長官官房 長 吉村 博人君

警察庁生活安全 局長	伊藤 哲朗君
法務大臣官房司 法法制部長	寺田 逸郎君
法務省民事局長	房村 精一君
法務省刑事局長	樋渡 利秋君
法務省矯正局長	横田 尤孝君
法務省保護局長	津田 賛平君
法務省入国管理 局長	増田 暢也君
公安調査庁長官	大泉 隆史君
厚生労働省社会 ・援護局障害保 健福祉部長	塩田 幸雄君
経済産業大臣官 房審議官	桑田 始君

本日の会議に付した案件

- 政府参考人の出席要求に関する件
- 法務及び司法行政等に関する調査
(法務行政の基本方針に関する件)
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 弁護士法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山本保君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず最初に、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
法務及び司法行政等に関する調査のため、本日の委員会に司法制度改革推進本部事務局長山崎潮君、警察庁長官官房長吉村博人君、警察庁生活安全局長伊藤哲朗君、法務大臣官房司法法制部長寺田逸郎君、法務省民事局長房村精一君、法務省刑事局長樋渡利秋君、法務省矯正局長横田尤孝君、法務省保護局長津田賛平君、法務省入国管理局長増田暢也君、公安調査庁長官大泉隆史君、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長塩田幸雄君、経済産業大臣官房審議官桑田始君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本保君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本保君) 法務及び司法行政等に関する調査を議題とし、法務行政の基本方針に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○吉田博美君 自由民主党の吉田博美でございます。大臣の所信に對しまして質問をいたします。
野沢大臣は長野県の辰野町の出身でございます。俗に言う信州伊那谷の御出身でございますが、私も同じ伊那谷の出身でございます。大臣が参議院に挑戦されて以来、私は尊敬申し上げ、そしてふるさとおきましては大きな誇りに思っております。時がたちまして、内閣改造により法務大臣に御就任をされました。私も時を同じくして法務委員を命ぜられ、こうして質問の機会を与えていただいたことは、くしくもいただいたこととは誠に感慨深いものがございます。そうした中での質問をさせていただきたいと思っております。
二十世紀の後半に、非常にバブルが崩壊して景気が悪い中であります。混乱をした社会の状況の中で、やがて二十一世紀を迎えたらということ、私たちは夢と希望を持って語り合っております。しかしながら、二十一世紀の扉が開かれました。もう既に四年目の正月を迎えました。何となく新世紀を迎えますと浮き浮きとして語り合うときなのに、国民の皆さん方が自信をなくしておられるような感じがします。目の前の老後の心配、多くの青少年は夢をなくし、経済は依然として厳しく、特に地方によつては厳しい状況であります。し、何よりも憂えることは、世界一安全な国としての日本が、まさしく治安が悪化をしてきたというこの現状は憂える状況でございます。

しかし、私たちは、かつて物が豊かになかった時代を振り返ってみて、家族はいたわり合い、地域は支え合い、志にあふれた時代がありました。そうした古き良き時代の気概というものをしっかりと踏まえた中で、我々はかつての世界一安全な日本という誇れる日本を取り戻さなきゃいけないんじゃないかと思っております。

そこで、私たちは、治安というものが諸外国に比べていいということを非常に誇りに思っていました。そうした日本に住むということを大きな誇りと思つたわけでございますが、近年の治安の悪化の現状は誠に憂える状況ではないかと思っております。

平成十四年には過去最多数を犯罪が記録をといいますが、達しました。そして、平成十五年もほぼ同様な水準で推移をしているという現状の中で、また特に凶悪な犯罪が非常に増えておるわけでございまして、そのような状況の中で、小泉総理が今国会の施政方針演説の中で、世界一安全な国日本に向けて復活することが緊急の課題であると、そして政府を挙げて一刻も早く国民の皆さん方に治安に対する信頼を回復することがしたいということを述べられておりますが、私もまさしくそのとおりではないかと思っております。早く治安の回復することが緊急の課題であらうと思っております。

そうした中で、今日は治安問題を特に中心にいたしました。また法務行政全般にわたって幾つかの

質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、大臣にお伺いいたしますが、我が国の治安の現状とその悪化の原因についてのどのような認識を持っておられるのか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(野沢太三君) 委員御指摘のとおり、日本の治安の状況については誠に憂慮すべき状況にあると認識しております。

我が国は、かつて世界有数の安全な国と考えられていたものの、御指摘のとおり、最近における刑法犯の認知件数は急増いたしまして、過去最高の水準にありまして、特に凶悪重大事犯が多発しております。平成十四年に二百八十五万件ということで過去最高となりまして、十五年には少し減つて二百七十九万件ということにはなりましたが、その内容ではむしろ凶悪化しているという点で良くないということでございますが、この治安悪化の原因というものを一概にこうだと言うのはなかなか難しい問題でございますが、やはり、社会環境の悪化あるいは経済情勢が厳しいということと、さらには国際化によりまして様々な人々が日本へやってくる、こういったいろいろな事情が複雑に絡み合ひまして、あわせて、その犯罪を予防する地域社会の連帯意識といひますか、これが低下しているのが大きな原因ではないかと、この危惧をしているわけでございます。

さらに、それに加えて、刑法犯の犯罪検挙率が二〇〇前後ということで大変落ち込んでおります。ひとところ安全な国日本と言われたころの検挙率は平均して約六〇〇%を維持していたにもかかわらず、ここ数年の間にこれが二〇〇%近くまで低下したということは委員が御指摘のとおりでございます。このような治安の悪化に對しまして国民の皆様多くが強い不安、そして心配を持っているわけでございますが、政府といたしまして、治安の回復に向けて、安全、安心の国を取り戻すということで強い決意で取り組んでいかなくてはならないと考えておる次第でございます。

○吉田博美君 強い決意で是非取り組んでいただきたいと思ひますが、現在の治安状況を回復する上で法務省が果たすべき責務は重大だと思ひます。

政府の犯罪対策閣僚会議において、犯罪に強い社会実現のための行動計画を決定されたこと聞いておりますが、この行動計画を踏まえ、法務省が治安回復に向けて果たすべき責務について大臣はどのように認識されているのか、お伺いいたします。

○国務大臣(野沢太三君) 法務省が治安の維持回復について重要な責任を持つていくということは言うまでもございません。今、省を挙げまして、御指摘の犯罪対策閣僚会議の決定に基づく行動計画を実行していくということと、その先頭に立つて責任を果たしていく所存でございます。

治安の回復につきましては、しかし、我が法務省だけでは及ばせんので、関係の各省あるいは国民全体の御協力をいただきながら、一層の努力を重ねる所存でございます。

何としても、やはり地域の皆様の連帯意識の回復、さらには外国人犯罪対策、それから組織犯罪に対する取組、そして我が法務省としてやるべきことは、法的なインフラをしっかりと整備すること。法令の見直しあるいは行刑の在り方含め、全体として取り組むべき大きな課題と心得ておるわけでございます。

○吉田博美君 大臣も外国人犯罪等について今言及されたわけでございますが、近年、犯罪行為が国境を越えて行われ、現に我が国でも外国人犯罪組織等による凶悪犯罪が多発している現状であります。また、暴力団などの反社会的組織による犯罪が多発する一方、ハイテク犯罪などの新しい犯罪も次々と発生をしているように思ひます。

これらに対処することが必要だと考えますが、そのためには時代即した新しい刑事法を整備することが必要だと考えますが、法務省のお考えをお伺いいたします。

○副大臣(実川幸夫君) 委員御指摘のとおり、我が国の治安対策を効果的にを行うに当たりましては、犯罪情勢等に対応した刑事法の整備が重要であります。法務省では、行動計画にも掲げられておりますとおり、所要の法整備の立案、また検討作業を進めております。

すなわち、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化の状況に適切に対処するとともに、国際組織犯罪条約、サイバー犯罪条約の締結に伴う法整備を早急に行うべく、今国会に犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案を提出しております。その速やかな成立を図るべく努力してまいりたいと思ひます。

また、凶悪重大犯罪に対処するために、凶悪犯罪の法定刑の引上げ、また現在二十年とされております有期刑の上限の引上げ等を含めた刑事法の整備につきましても、本年二月の十日、法制審議会に諮問いたしましたところであり、今後、法制審議会の審議及び答申を踏まえて必要な法整備を図つてまいりたいと思ひます。

○吉田博美君 いずれにしても、本日に多岐にわたつた、複雑多岐にわたつた犯罪が増えているものですから、しっかりとした対応をしていただきたいと、そう思つておるところでございます。

諸外国との捜査協力については、捜査共助という手続によつて他国から証拠等を収集する必要がありと思ひますが、この手続には時間がかかり掛かると聞いております。それでは実効性に欠けてしまふのではないかと思ひますが、この点について法務省はどのようにお考えでいらっしゃるのでしょうか。

○副大臣(実川幸夫君) 御指摘のとおり、捜査共助手続には時間を要するという側面があることは否めないと思ひます。これは、捜査共助が現在、外交ルートを経由して行われている点にもその一因があるように思われます。

これを克服するために、既に我が国が署名しております、今国会に提出されております刑事事に関

する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約におきまして、外交ルートを経由しない中央当局制度が採用されております。現在、この制度は、ヨーロッパ等を始め各国の同種の条約において広く採用されておまして、言わば世界標準として用いられるようになりつつあるように思われます。

法務省といたしましても、この中央当局制度を有用なものとして認識しており、本制度を採用するために国際捜査共助法を改正した上で、既存の各種条約の実施に当たつてその制度を活用していくとともに、関係省庁と協調しながら、協議しながら捜査共助に関する二国間条約の締結を積極的に検討したいと思ひます。

○吉田博美君 次に、先ほど来お話ございましたように、外国人の犯罪が多発をしております。特に不法滞在外国人による犯罪が多発しておりますが、国民にとつて大きな脅威となつております。これを早く解決しないと、国民の間に外国人に対する不当な偏見や差別が蔓延してしまうおそれがあると思ひます。

このような不幸な結果を招かないためにも、凶悪犯、巧妙化して多発する来日外国人犯罪に對し、法務省はどのように対処するのでしょうか。○副大臣(実川幸夫君) 来日外国人犯罪対策といひましたし、犯罪に強い社会の実現のための行動計画におきましても、国境を越える脅威への対応が重点課題の一つとして取り上げられております。

具体的には、不法滞在者を今後五年間で半減させる、国民が安心して暮らせるようにするために、不法入国また不法滞在対策を推進するとともに、来日外国人犯罪に對します捜査を強化することとでございます。

また、法務省といたしましては、これまで数回にわたる入管法の改正法に取り組みまして、今国会にも入管法の改正案を提出しておりますが、入管当局の取組を一層強化してまいりたいと思ひます。

また、検察当局におきましても、引き続き、来日外国人対策に對しまして、関係諸機関と連携しつつ、事案の真相また組織の全容を解明して、関与者を的確に処罰し、また犯罪収益の剥奪を徹底するなど厳正な対処に努めていくものと承知いたしております。

○吉田博美君 大臣は、所信表明において、治安維持の観点から、矯正施設の過剰収容の状態が深刻だと述べられましたが、この問題の解決にどのように取り組むのか、大臣の御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(野沢三三君) 我が国の治安を回復するためには、刑務所等の過剰収容の解消が極めて重要であると認識しております。

私も、就任以来できるだけ時間を作りまして、これまで十数か所の行刑施設を視察してまいっておりますが、昨年の十二月に犯罪対策閣僚会議で決定されましたいわゆる犯罪に強い社会の実現のための行動計画においても、治安回復のための基盤整備といったしまして、刑務所等矯正施設の過剰収容解消と矯正処遇の強化が挙げられてるところでございます。

さきに成立しました平成十五年補正予算及び平成十六年度予算においては、五千人を超える行刑施設の収容能力の拡充経費が盛り込まれておりまして、改めてまたPFI手法を活用した刑務所等の新設の調査費も盛り込まれております。また、職員の増員及び被収容者の生活関連経費等が盛り込まれておりまして、今後とも予想される矯正施設の被収容者の更なる増加に対応するために、関係方面の御理解をいただきながら、適正な収容並びに処遇、これに伴う矯正の効果の更なる徹底を図ってまいりたいと考えております。

○吉田博美君 犯罪が増えているわけでございしますから、当然のごとく刑務所の過剰収容というのが問題になるわけでございますが、いろいろな意味の中で、刑務所改革というものは必要だと思ひます。

刑務所改革については、国民に理解をされ支え

られる刑務所をつくるという観点から、様々な改革案が提案をされていると聞いておりますが、中でも受刑者処遇の改革が肝要だとも聞いております。だからといって、単に受刑者を甘やかし、案をさせるだけのものではあつてはならないと思ひます。長い歴史を持つ刑務所の改革については、それ相応の覚悟を持って取り組まなければならないと思ひますが、この点について大臣のお考えをお伺いいたします。

○国務大臣(野沢三三君) 昨年の春、例の名古屋刑務所事件等をきっかけに、当時、森山大臣のところで行刑改革会議という、識者をお願いして対応の委員会を立ち上げたわけでございますが、この御提言が昨年の暮れにちようだいできたわけでございます。大変これ内容に富んだ大事な御提案でございます。受刑者の方が真の意味で改善更生を遂げて健全な社会の担い手となるという処遇を実現するために、大変これ、役に立つ提言であるなど私も認識しております。これは、最終的には国民全体の利益にもなることでございします。この提言は国民の求める行刑のあるべき姿を示したものであるとして今後実現を図ってまいりたいと考えております。

その内容としましては、監獄法の改正ということも視野に置きながら、当面この受刑者処遇の充実ですぐできることは直ちに実行するということを進めながら、逐次その内容の実現に努めてまいりまして、受刑者の人権尊重、そして刑務官の負担軽減、そして国民のために開かれた刑務所の在り方について今後とも努力を進めてまいりたいと考えております。

○吉田博美君 刑務所改革、大臣のお考えをお聞きしたわけでございますが、やはり犯罪を犯しても、その人たちがいかに社会復帰をするかということもこれは極めて大事な課題だと思ひます。

そうした中で、治安確保の観点からも、犯罪を犯した人の再犯を防ぎ、健全な社会復帰を果たすことが私は最も重要ではないかと思ひます。そのためには、更生保護の機能強化が必要だと思ひま

すが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(中野清君) 吉田委員さんの御質問、御指摘のとおり、治安の確保のためには犯罪を犯した人の再犯防止と、それから社会の協力と理解の下に円滑な社会復帰を図ることが不可欠であるということは御承知のとおりでございます。

そのためにも、更生保護の機能強化が極めて重要であると思ひます。従来から、約年間十五万人に及ぶところの保護観察の対象者、それぞれの問題点、例えば家庭環境とか精神的な問題とか薬物とかという、そういう問題点に応じた適切な分類処遇の実施に努めておるわけでございますけれども、特に現在、警視庁の調査によりますと、再犯率が五五%に及ぶところの非常に高い薬物事犯への対策というのが今緊急の課題でありますので、覚せい剤事犯に対する再犯防止対策の一層の強化を図ってまいりたいと考えておるのでございますので、よろしくお願いいたします。

○吉田博美君 まさしく、政務官のおっしゃったとおり、再犯という犯罪を再び犯すことをいかに食い止めるかということが安全な国日本としての果たす役割ではないかと思ひます。

そこで、我が国では非行や犯罪を犯した人の社会復帰を助けるために、先ほど来お話ございました保護司や更生保護施設を始めとする民間の方々にも多大な御協力をいただいております。大きな成果を上げておると聞いております。法務省は、これら民間の方々の活動をどのように考えておられるのでしょうか。

○大臣政務官(中野清君) 委員御指摘のとおり、我が国の更生保護におきましては、約、現実に四万九千五百人の保護司の皆さんや、全国百一の更生保護施設の方々日夜、延べ年間十五万人の人を相手に献身的な努力をされております。それによつて多くの人の社会復帰が図られているものと私は認識をいたしております。

近時の犯罪情勢等の悪化の影響を受けまして、保護観察事件等は量的に増加いたしましたし、質

的にも困難化が増えております。これらの問題につきまして、民間の方々の御苦労や負担も当然それに従つて大きくなつておる、これはそういうことを私どもも認識いたしておるわけでございます。こうした状況を踏まえまして、保護司関係につきましては、最低年四回やつておりますが、保護司の研修の充実とか、それから、できる限り保護司の実費弁償金の充実、現在は年間一人当たり七万九千円と、大体一年間に、毎年二千円ぐらいしか増えていませんけれども、この充実を図つて、させていただきたい。またさらに、更生保護施設関係につきましても、更生保護施設の整備の推進や施設職員に対する研修の充実など、その活動の支援を努めてまいりたいと考えておるわけでございます。

どうか、再犯を防ぎ、社会復帰をしていただく支援体制の充実をこれからも一層図ってまいりたいと思ひますので、委員始めこの委員会の先生方、皆様の御指導と御支援を心からお願ひをしたいと思います。

○吉田博美君 年々増えているとはいへど、七万九千円ではいかにも少ないじゃないかと思ひます。是非、かなりの増額を図つていただくことが必要ではないかと思ひますので、鋭意取り組んでいただきたいと思ひます。

次に参りますが、先ほど触れましたが、不法滞在者の問題についてお伺いいたします。

最近、特に不法滞在者による凶悪な犯罪が後を絶たないわけでございますが、国民の皆さんに大きな不安感を与えていますが、外国人犯罪の温床とも言われる不法滞在者を確実に減らすために最前線となる出入国管理をどのように行っていくのか、大臣の決意のほどをお伺いいたします。

○国務大臣(野沢三三君) 今日、我が国社会の治安維持に關しまして出入国の管理行政が重要な役割を担っていることは強く認識をしておるわけでございます。そして、その充実強化のために全力を尽くしてまいりたいと思ひます。

具体的には、この問題に対処するために、より

一層厳格な水際対策を実施しまして、また正規の在留を偽装するような外国人の実態把握に努めるとともに、警察等関係諸機関とのより緊密な連携による積極的かつ効果的な不法滞在者の摘発を実施しまして、総合的な不法滞在者対策の一層の推進に努めてまいりたいと思っております。

特に、この問題につきましては、関係の機関の連帯が非常に重要ということで、特に問題の顕在化しております東京都におきましては、関係機関の共同宣言を出して一緒に取り組むという手配もいたしておるところでございます。

○吉田博美君 私たちが外国に行きまして帰ってきますと、日本人あるいは外国人という、かなり外国人のところが並んで、審査を厳しくされておるわけですが、私はある意味では当然のことだと思えます。もしテロ等起きたときには大変なことになってしまうわけでございますから、そうしたことはきちつとやっていただきたいんですけれども、その反面、入国管理局のやっぱり体制強化というのにも必要になってくるのではないかと思います。不法滞在者対策として入国審査の厳格化や摘発の強化が考えられますが、この問題に對して的確に処置をするためには入国管理局の体制強化が肝要だと考えますが、今後どうするのか、その展望をお伺いいたします。

○国務大臣(野沢三三) 外国人の入国・在留管理につきましては、現在、入国審査官が約千三百人弱、不法滞在者の摘発、収容及び送還等に従事する入国警備官が約千百人でこれに取り組んでおるわけでございます。

かねてからこの出入国管理につきましては、体制の整備を含め、その強化に取り組んできておるところでございますが、平成十六年度予算の案では、関係御当局の御理解をいただきまして、百六十八人の増員及び所要の経費が計上されておるところでございます。特に、社会の治安維持が緊急の課題となっている今日、今後とも安心して生活できる社会を確保する重要な柱といたしまして、入国管理局の総合的な体制の強化に一層努めてま

いる所存でございます。

○吉田博美君 入国管理局の果たす役割は大変大きいと思えます。水際できちつと止めるというところが、我々の今一番大きな不安であります。テロ等の不安もかなりなくなってくるのではないかと思いますので、出入国管理局の入国管理体制をきちつとさせていただきたいということをお願いしておるところでございます。

最近、我が国をめぐるテロの脅威が高まっておりますが、国際テロ組織の動向については今後一層の警戒が必要だと思えます。国際テロに対しては、その未然防止が最良の対策だと思えますが、広くテロ関連情報の収集強化に努めることが肝要だと考えます。

この点について、公安調査庁のお考えをお伺いしたいと思えます。

○政府参考人(大泉隆史君) 先日のスペインにおけるテロに見られますように、昨今の国際テロ組織の動向に照らしますと、御指摘のように、我が国においてもテロが行われる可能性のあることを前提に、これに備えてまいることが極めて重要であると考えております。そして、国際テロ組織によるテロ防止のためには、国内において国際テロ組織との関連が疑われる者の存在や、国際テロ組織関係者の我が国に対する働き掛けや出入国の動向などを適時にかつ的確に把握して対応することが肝要であると考えております。

公安調査庁におきましては、このような観点から、外国機関との連携を緊密にするなどして国際テロ組織の動向把握に努めるとともに、国内におきましても、国際テロとのかかわりが疑われます人物や組織の有無とその動向、資金及び物資の流れなどに関する情報の収集、調査の活動を強化していただいておりますが、今後とも我が国におけるテロの未然防止に全力を傾注してまいりたいと考えております。

○吉田博美君 スペインでのあのような悲惨なテロというものは想像を絶するものがございます。やはり、こうしたことをきちつと対応してい

かなきやいけない。しかし、テロというのはいつどこで起きるかも分からないと思えます。そうした中で、やはりきちつとした対応というものを未然に公安調査庁の方できちつとしていただくということが大事ではないかなと思っております。是非これからも御精進、御尽力、御努力をいただきたいと思います。

さて、オウム真理教については、報道されるように、オウム真理教については、報道されるようにありますと、一部ではいまだ狂信的な信徒が存在すると報じております。教団の現状についての公安調査庁の見解をお伺いいたします。

○政府参考人(大泉隆史君) お答え申し上げます。

オウム真理教は、現在、日本国内に出家信徒約六百五十人、在家信徒約一千人、ロシア連邦内に約三百人、また日本国内の十七都道府県下に二十六か所、ロシア連邦のモスクワ市内に五か所の拠点施設を擁しております。

教団は、依然として、無差別大量殺人行為でございます。松本サリン事件及び地下鉄サリン事件の首謀者である麻原彰晃と松本智津夫の強い影響下にあり、同人の説く危険な教義を堅持するとともに、今なお欺瞞の体質を維持するなど、その危険性に変化は認められません。とりわけ、上祐史浩中心の体制から複数の幹部信徒による集団指導体制に移行してからは、信徒に対して一段と麻原の指導を強めている状況が認められます。

こうした状況を踏まえ、当庁におきましては、国民生活の平穩を含む公共の安全の確保のため、引き続き同教団に対する観察処分を厳正に実施し、教団内における不穏動向の早期把握に努めるべき状況にあると認識しております。

○吉田博美君 次に、司法制度改革に入らせていただきますが、司法制度改革の問題でございますが、今般の司法制度改革は、司法制度改革審議会の意見書に基づき、歴史的な大改革が行われるものと認識しております。これまでに、裁判迅速化法や法科大学院関連法などの成立により、改革は

着実に成果を上げてきていると思えます。さらに、今国会においては司法制度改革に関連する十本の法案が提出されると聞いております。

司法制度改革は正に正念場を迎えつつあると思えますが、そこで大臣に幾つかの質問をさせていただきます。

まず最初に、司法制度改革の意義について、大臣の御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(野沢三三) 社会の複雑化、多様化、さらには国際化が一層進む中で、行政改革を始めとする社会経済の構造改革を全体として進めているわけですが、司法制度の中では、明確なルールと自己責任原則に貫かれたいわゆる事後チェック・救済型社会への転換を図る、そして自由かつ公正な社会を実現していくために、その基礎となる司法制度を新しい時代にふさわしく、国民にとって身近なものとなるよう改革していくことが不可欠であります。

このような国民の視点に立ちました改革という意味で、今般の司法制度改革は歴史的にも極めて重要な意義を有する改革であると認識をいたしております。十本の法案に集約して御提言を申し上げておるわけでございます。

○吉田博美君 次に、総合法律支援、いわゆる司法ネットについてでございますが、私ども自由民主党は、全国どこでも法的紛争解決の情報が得られるような司法ネットを三年以内に整備することを政権公約に掲げているところでございますが、司法ネットの整備は国民の身近な司法を実現する上で不可欠なものだと考えます。

大臣は、この司法ネット構想の意義をどのように感じておられるのか、また実現に向けての決意のほどをお伺いいたします。

○国務大臣(野沢三三) 御指摘のように、我が国におきましては、内外の社会経済情勢の変化に伴いまして、法による紛争の解決が一層重要となっております。一方、我が国の現状を見ると、弁護士さんがいない、司法制度の恩恵を受けられないような地域がまだまだ相当残っているという

状況にございます。

そこで、今回、総合法律支援ということで、いわゆる司法ネット構想を打ち出したわけでございますが、このような背景の下に、司法を国民により身近なものとする、民事、刑事を問わず、あまねく全国において法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられるような支援体制を整備しようとするものでございます。

いつでもどこでも御相談に乗れる、こういうことで考えておるわけでございまして、今回の司法制度改革において極めて重要なこれは柱の一つと考えております。

○吉田博美君 司法をいつでもどこでも相談できるということでございますが、そうした中で国民の皆様の大きな関心は、司法ネット構想の実現により具体的にどのようなサービスを受けることができるのかだと思います。

司法ネットの概要について伺います。

○政府参考人(山崎潮君) この司法ネット構想の概要でございますけれども、まず中核となる運営主体といたしまして日本司法支援センター、これを設けることにしております。このセンターが既存の各種窓口あるいは弁護士会等、そういうところと連携、協力して業務を行っていく、こういうものでございます。

この業務の内容でございしますが、まず相談窓口等のネットワーク化をいたしまして、多様な情報をお伝えできるということにする仕事の一つでございます。それから、民事法律扶助事業をここで行うということ、それから被疑者の弁護それから被告人の弁護を含めました国選弁護人の選任に関する業務ということ、さらに、先ほど大臣からお話ございましたけれども、司法過疎地域、弁護士がゼロか一かというゼロワン地域に対する法律業務の支援ということでございます。それから最後に、犯罪被害者の支援に関する業務、こういうものを一体として行うということでございます。

○吉田博美君 最後に触れましたが、犯罪被害者の支援という、本当に被害者の問題というものも大きな問題だと思っておりますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますのでございます。

次に、裁判員制度についてでございますが、世論調査の結果などから推測しますと、制度について本当に国民の皆さん方が十分な理解をされているのかどうか、疑問視する声もあるようでございます。

制度の円滑な実施には国民の皆さんの理解と協力が不可欠だと思っておりますが、そこで大臣にお伺いしますが、裁判員制度の導入の意義と、どのようなメリットがあるのか、お伺いをいたします。

○国務大臣(野沢三三君) 今回の司法制度改革の一つの目玉でもあり柱でもあると私は認識しておりますが、国民が裁判官とともに刑事裁判に関与することが司法に対する国民の理解の増進と信頼の向上に大変これは資するものではないかと考えておるわけでございます。

この裁判員制度の意義は、広く国民が裁判の過程に参加したとして、その常識、庶民感覚によりまして裁判の内容にこれが反映されるということと、司法に対する国民の理解や支持が深まる、司法がより強固な国民的な基盤を得ることができるということを考えております。G8諸国におきましても、日本以外の国はすべて陪審制若しくは参審制という形で国民参加の制度を採用しておることも一つの参考になろうかと思っております。

加えまして、この裁判員制度が導入されますと、職業や家庭を持つ国民の方々に裁判に参加していただくことができるようになりますが、これが、裁判が迅速に行われるということが一つ言えるかと思っております。おおよね一年前後で今まで掛かっていた裁判が四か月程度で収まるんじゃないかという予測もあるわけでございます。

それから、裁判の手続や判決の内容を裁判員の方々に分けて分かりやすいものにするということが必要になりますので、国民にとって分かりやすい裁判が実現すると、これも一つの大きなメリ

ットであろうと考えております。

○吉田博美君 G8の国、既にもう裁判員制度をかなり歴史の中で採用されているということをお聞きしました。

何よりも、裁判ということになりますと、日本は弁護士の数も少ない、いろいろなことの中で、何となくよそのものというイメージがあります。そうした中で、国民に分かりやすい裁判という、推進するということは極めて大事なことでございまして、そうしたことをよく踏まえた中でこれから進めていかなきゃいけないと思っております。

裁判員は選挙人名簿から無作為抽出をされるということでございますが、それまで裁判には全くといって無縁であった人が選ばれることもあると思っております。そのために、選ばれた人は、素人の自分が果たして務まるだろうか不安になると思っております。

そこでお伺いいたしますが、法律の専門家でない方に裁判のことを知っていただくためにどのような啓発手段を考えておられるんでしょうか、お聞かせいただきたいと思っております。

○政府参考人(山崎潮君) この法案の中でも幾つかその点で手当てをしております。

まず一つ目は、その評議の場でございまして、これ、事実認定と量刑を決めるわけでございまして、けれども、その評議の場で、裁判員は裁判員に対して丁寧で分かりやすい説明をしなければならぬというのを手当てしております。

それからまた、法廷のやり取り等につきましても、裁判官、検察官、弁護人は審理を迅速で分かりやすいものとするということに努めなければならぬという規定を置いておるわけでございまして。

これ以外に、個別の制度といたしまして、公判前の整理手続というものを創設しております。ここでその主張、証拠を十分に出し合って、その上で争点を確認をいたしまして、そこにその証拠調べを集中するというやり方で、なるべく絞って

分かりやすいものにするという手続を用意させていただきます。

さらに、法廷はできる限り連日開廷をして、記憶のあるうちに判断を下すと、こういうようなシステムを取っているということでございます。

それ以外に、運用で、分かりにくい法律用語等を、これをどうやってかみ砕いて御説明をするか、そういう点もこれから努力をしていかなければならないと、プロの意識も全部変えなければならぬということになろうかと思っております。

○吉田博美君 私が法務委員を命ぜられてこの法務委にいらしても、この用語というものは非常に分かりにくいわけでございまして、本当に分かりやすい言葉で分かりやすくその説明をしてもらうと、これは極めて大事だと思っておりますが、そうしないと、本当に国民の皆さん方が、自分がいつ当たってくるんじゃないかと思つて不安で、行つてどうすればいいのかわからない、重大な犯罪に対する裁判員制度の導入ということでございまして、自分の判断一つによって人の命がどう転ぶかというぐらいの大変な判断を強いられるわけでございまして、本当に皆さん方の、関係の皆さん方が本当に分かりやすく国民の皆さん方にきちっと説明をしていただいて、本当にこれはこういう判断が下せるというきちっとした形を取らないといけないんじゃないかと思つておるところでございます。

そうした中で、十分に、この裁判員制度は我々もし付託されたら委員会でも十分に審議をしないといけないなど、最重要課題ではないかなと思つておるところでございます。

さて、今般、知的財産高等裁判所の設置を計画しているところでございまして、我が国が目指す知的財産立国の実現のためにはこの裁判所を有効に機能させることが極めて重要だと考えますが、設置に向けての大臣の決意のほどをお伺いいたします。

○国務大臣(野沢三三君) 委員御指摘のとおり、我が国の国際競争力を高めまして、社会経済全体

を活性化するためには、知的財産の役割が非常に重要であると認識をいたしております。

政府といたしましては、知的財産立国の実現を内閣の重要施策の一つとして位置付けまして、知的財産訴訟の一層の充実、迅速化を図るために、知的財産高等裁判所設置法案と裁判所法等の一部を改正する法律案を提出させていただいております。知的財産高等裁判所の設置を始めとする所要の取組を何としても実現をいたしたいわけでございます。

なお、知的財産高等裁判所が設置されることになりますと、その後の運用は裁判所が担当されることになりましますが、司法制度を所管いたします法務省といたしまして、知的財産高等裁判所がその機能を十分に発揮できますよう最大限協力をしてまいります。

○吉田博美君 大臣よりその知的財産高等裁判所の概要についての決意のほどをお伺いしたわけでございますが、やはりこれは、これから国際化の中でいろいろな意味の中で重要になってくると思っておりますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

私は今日、治安関係を中心として、また司法制度改革についてのいろいろな十本の法案等についてお聞きをしたわけでございますが、今から何年前、七年ぐらい前だと思いますが、当時の総理府が国民の皆さん方に、今国政に対する最も大きな課題は何かということをお願いしたときに、やはり一つは食料の安定的供給と、もう一つは安心して住める国土づくりでございました。これはもちろん、安心して住める国土づくりというのは、災害に対する安全性とかいろいろな意味もありましますが、やはり治安の安定というのも極めて大事ではないかと思っております。

私も外国に行きますと、必ず旅行社あるいはそこにお住まいの日本人の方から、ここはもう夜は一人では歩いてはいけませんよと、特に女性は駄目ですよということと言われるわけでありまして、そうした中で私も、六本木等行きます

と、若い女性が一人で夜中でも歩いておられるような現状が今はあるわけでございますが、それはなぜかということ、日本は最も安全な国だということ、誇りに思いますが、これからのいろいろな現状の中で、そうしたことが、日本に来たら、この地区はもう夜は歩いてはいけませんよと、非常に治安が悪いからというふうなものになりますと、せっかく外国から、総理までコーンシヤルに出て観光客を誘致しようというときに、やはり日本の大きな売り物というものは、世界一安全な国ということが一番大きな売り物だと思っております。

そうした中で、総理も施政方針演説の中で、世界一安全な国を、復活を目指して政府を挙げて取り組むということでございますが、政府を挙げて取り組む中で法務省の果たす役割は最も大きいと思っておりますので、そうした中で治安対策をきちんとしていただき、また、昭和の大改革という司法制度改革についても、これをきちんと上げていただいて、我々が、本場に国民が司法というものを身近に感じるような司法制度というものを作っていくかなきゃいけないなと思っております。

私は、法務省の、これから、野沢大臣、私のふるさとの大先輩として大きな期待をしておりますので、そうしたことをしっかりと取り組んでいただきますことをお願いいたします。私の質問を終わらせていただきます。

○角田義一君 民主党・新緑の角田でございます。千葉理事もおりますけれども、年長のゆえにもって一番最初に質問をさせていただきます。

野沢法務大臣が御就任になられて、日々法務行政に精励をされておられることに對して、心から敬意を表します。

「と、こういう一節がございました。国民の期待、信頼にこたえ得ると。どういふ基本的な理念で法務行政を行うことによつて国民の理念、期待にこたえ得るといふに大臣は日々お考えになつておられるのか、その辺の存念を私はお聞きしたいと思つております。」

○国務大臣野沢三君 大変大事なところを聞いていただきました。ありがとうございます。

法務行政の基本的な役割は、法秩序の維持と国民の権利の保全を通して国民生活の安定と向上を図ることと、こういうことに集約されようかと思つております。現在、イラクにおける無法状態を見るにつけても、すべて治安が確保されなければ、その他一切の社会生活が期待できないという状況を見るにつけても、この点につきましては、国の基本をつかさどる一番大事な課題と考えておるわけでございます。

ところが、現在、この犯罪発生件数が戦後最多という状況になっておりますし、内容もまた凶悪化している。日本が政治ではG8で世界に号令を掛けられる立場になり、経済では言わば経済大国として、アメリカに次ぐ大きな生産規模と一人当たりの所得レベルも世界的な水準にあるのは委員御承知のとおりであります。しかもまた、国民一人一人の生活、あるいは幸せに直結するいわゆる福祉の面でも世界一の長寿国という立派な実績も持っている。にもかかわらず、委員も御承知のとおり、日本の治安状況というのは大変これ厳しい状況にありまして、このままでは犯罪大国、犯罪天国になつてしまふんじゃないかと、こういう心配を持つて法務大臣に私は就任をさせていただいたわけでございます。

就任に当たりまして、小泉総理から特命がございました。日本を、かつてそうであつたように、世界一安全な国、安心の国に取り戻してほしいんだと。これが第一の特命でありまして、これをまた実現するためにも、司法制度改革をしっかりとやってください。また、更生行政の徹底、いわゆる

行刑改革を進めることによつて、立ち直りの可能

な再挑戦の利く社会を作つてほしいと。この三つが総理からの特命でございます。

私も、既に三期十八年に及ぶ政治生活をしてまいりましたが、もう当初から国の運営のために何が必要かと、兵が必要か食が必要か、そして国民の信が大事かと、こういう昔の政權の教えにございいますように、兵がなくても食がなくても、国民の信用、信頼があれば政治はできる、国は保たれるんだと。こういう中で、信なくば立たずということを含め、私の政治信条として実行してまいつたわけでございます。

今回のこの司法制度改革は、正にその一番大事な仕事の一環といたしまして、しっかりとやり遂げるつもりでございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○角田義一君 御趣旨、決意のほどはよく分かりましたが、一つだけどうしてもお聞きしておきたい問題がございいます。

釈迦に説法でございますけれども、やはり私は憲法九十九条というものを非常に重く見ておりまして、これは国務大臣は日本国憲法を遵守し擁護する責務があると書いてあるんですね。守るだけじゃないんですね。擁護するということは、これは私は大きな使命だと思つておるんです。国務大臣のところにある大臣ではないかというふうに私は思つておるわけであります。

こう言つてはちよつと御無礼かもしれませんが、小泉総理のやつておられることは、ややもすると、ちよつと憲法をないがしろに、なきがごとき立ち居振る舞いもあるように私には見えます。まあ、それは憲法に逸脱すりゃえらいことですからそれは言わないでしようけれども、どうもそういう雰囲気なり立ち居振る舞いが感じられて仕方ない。

となりますと、閣内におつて、やつぱり九十九条、この憲法を遵守、擁護義務ということをやつぱり貫いていただくというこの期待が私は大変法務大臣、大きいと思いますが、その辺の御所信

をいただきたい。

○国務大臣 野沢太三君 私も、参議院におきまして、法務大臣就任前は憲法調査会の会長を仰せ付けておりました、委員始め各先生方の御所見を十二分に承る立場にございました。九十九条の規定はよくわきまえておりますし、あわせて、九十六条におきましても、やはりまた改正にかかわる手続についての取決めもございします。

現在の憲法の在り方につきましては、どうかひとつ各党各会派、各先生方の御所見を十二分にひとつと関わしていただきまして、あるべき姿についての憲法の姿についておまとめいただきますれば、これに沿って私どももまた行動していかねばならないと。法務大臣としての立場を十二分にわきまえながら、かつ将来の日本のために何が必要かということについても併せて考えてまいりたいと思っております。

○角田義一君 私は、併せて考えることを否定もしませんし、併せて考えるということ、併せて考えるななという御無礼なことを大臣に申し上げるつもりは全くありませんが、しかし現行憲法というものがあつて、その下で我々は生きておりますし、その下で行政もすべてのことがやられていくわけですから、やはりそれは法務大臣は基本的にやはり現行憲法をまず正に遵守し擁護すると、これが基本でなければおかしいんじゃないかというふうに思いますけれども、いかがですか。あえて、蛇足だと思ふけれども、お聞きしたいんですが。

○国務大臣 野沢太三君 現在の憲法の持つております基本的な人権の尊重あるいは国民主権、平和主義、これいづれも極めて貴重な原則であり、資産であると考えております。関係の一員として、現行憲法を十二分に尊重しながら進めていくつもりでございます。

○角田義一君 それからもう一つですね、法務省というのは、お役所の中でも、大臣はお感じになつておられると思いますが、特異な一つの集団ですな、こんなことを言っちゃ申し訳ないが。

司法試験を受けた判事さん、検事さん、こういう人たちがみんな偉くなつて大臣の周りにおられる。しかし、大臣と彼らとの基本的な違いは、ここにも副大臣もおりますし、政務官もおられますけれども、どこが違うか。私は、基本的に違ふのは、お三人は選挙の試験を経ているということですよ。選挙の試験を経ている。法務官僚は、幾ら司法試験で優秀な成績を取つて、お役人として上り詰めていられるかもしれぬけれども、選挙の試験は経ていない。

このお三人が選挙の試験を経ていることを自覚をされて大所高所に立つて指導されるということ、私は法務行政を間違いないものにするために一番大事だというふうに思つておるんですけれども、大臣の御所信を承りたい。

○国務大臣 野沢太三君 私、法務行政初めてでございますので、それぞれの道の専門家としてのスタッフに大変助けられておるわけでございしますが、委員御指摘のとおり、私もここにおります三人は、御指摘のとおり、選挙によりまして国民の皆様から信任を受け、国民の代表として法務省で仕事をさせていただいていいます。

その感覚で、これからは国民の代表として、我々が理解し、我々が納得することになればこれは通用しないんだということも、もうしよつちゆう実と言つておるわけでございまして、国民代表として仕事をしているという自覚は毎日、日々新たに取組んでまいらるつもりでございます。

○角田義一君 よく分かりました。是非そのお覚悟でお進めいただきたいということをお願いを申し上げておきます。

じゃ、ちよつと具体的な問題に入らせていただきますが、神戸連続児童殺傷事件の加害男性の仮退院のことについて若干お尋ねをいたします。

私自身、この問題について果たして国会で御質問するのがいいのか悪いのか、そのこと自体もう率直に言つて悩みましたけれども、しかしその発表について、法務省のしかるべき立場の人たちも

記者会見に同席をされておるわけでありまして、法務行政の一環としてやられたということになりますと、やはり若干の問題についてお尋ねをしておかなきゃならぬと思つております。

ただ、私は仮退院がいいとか悪いとか、本当に加害男性がもう再犯のおそれがあるのかないのかということをお尋ねする気持ちはありません。それは個々の事件の内容でございしますから、そこまですり合入るのはいかがかというふうに思つております。

一つどうしてもお聞きしたいのは、この加害男性の仮退院について公表されたということでございます。公表するのがいいのか悪いのかということについては当然省内で大きな議論が私はあつたらうというふうな推察をいたします。したがって、やっぱりなぜ発表したのか、あるいは発表するに至つた経緯については私は国民の皆さんに明らかにする責任が法務省にはあるのではないかとこのように思ひますので、まずその点をお聞きしたい。まず、ちよつと、大臣から。まず、粗っぽい話は大臣から。

○国務大臣 野沢太三君 では、また詳細は事務局からお願ひするとして、一番大事なことは、今回仮退院した男性が円満、円滑に社会復帰ができるかどうかということが一つございします。そのためには、やはり本人のプライバシーにかかわること、そういった問題については十分これは配慮しなければならぬ。同時にまた、社会に出ていくためには、社会のまた理解と協力の方も必要である。いたすうちにこれを伏せておくことによりまして、要らぬせんさくやら何やらで本人並びにその周辺の皆様が大変傷つくようなことがあつてはいけません。したがって、節度のある報道、節度ある、発表することによって、逆に本人の周辺の皆様も仕事、生活がしやすいんじゃないかと。そして、立ち直りのための一つの段取りができるのかなど。

大変二律背反の面がございしますけれども、今回ぎりぎりの判断で、本人のプライバシーと社会復帰

帰による社会の協力という面を併せて考えた結果がこの今回の公表という形になったということでございます。

○政府参考人 津田寛平君 この、ただいまお尋ねの件は、仮発表に至る省内の手続ということでございしますので、お答え申し上げます。

この関係につきましては、省内の関係部局におきまして検討した結果に基づきまして、大臣の御判断により決定いたしました次第でございます。

○角田義一君 法務大臣の最終的な決断、決断によつてなされたというふうな理解をいたしますが、これは今日の段階では、大臣、別によるべき法律というか、そういうものは存在しないんだと思ふんですけれども、そういうものがなくても、あえていろいろな総合的な御判断で踏ん切つたというか決断されたというふうな理解してよろしいですか。

○国務大臣 野沢太三君 正に御指摘のとおりでございます。

○角田義一君 二つ今後の疑問というのがあると思ふんですが、あえて公開をしたんですけれども、遺族だけにそのことを知らせるの十分ではないのかと、それ以上のことは必要ではないのではないかという御指摘も片一方ではあります。もう一つは、公表によつて果たして、先ほどちよつと大臣は一番大事なのは本人の更生だと、これからは保護観察やられるようでありますけれども、それは本当に十分できるのかなと、かえつて阻害をされるんじゃないのかなと。先ほど、二律背反というか、相反する面があつて非常に悩まれたというところでございしますが、その辺はどういうふうにも、もう一度、御理解をされてやられたんでしようか。

○国務大臣 野沢太三君 一番大事なことはと申し上げましたが、やはりこの男性が今後社会に復帰していくためにはある程度社会的環境を整えられる、職業のまた環境も整えられる、そして周辺の温かい理解も必要であるという状況の中から、あらぬ報道、せんさくその他が過熱するということよ

うなことがあつては具合が悪い。既にこの発表に先立ちまして幾つか報道もございましたが、必ずしも事実と立脚していないような報道も見受けられるわけでございますので、これはやはり必要な情報と必要な段取りをいたしまして、社会的環境を整えていくという意味で、発表に踏み切った方がいいじゃないかと、こういうことでござい

す。そして、今後とも節度のある報道に徹していただきます。もう一つこの問題を抱えた方が順調に社会に復帰し、更生ができる状況を整えていくことが大事ではないかと思つておるわけでござい

ます。
○角田義一君 いろいろな関係、特にマスコミ関係とかそういう人たちの協力を得なきゃならぬという問題もあると思ひます。

それで、この公表をきっかけにいたしまして、公表についてのルール化ということが言われておりますし、そういうことを提起する方もおりますが、私も保護行政についてはど素人でございますけれども、果たしてそのルール化という問題がそんな簡単にいくのかという率直な気持ちもあります。むしろ、御批判は覚悟の上で、ケース・バイ・ケースということで慎重にやらざるを得ないのかなという、そういう気持ちもあつて、私自身もこれがいいんだということは断言できないんですが、そのルール化の問題については今現在では法務省としてはどういうふうにお考えおられるのか、そのことだけ今日は伺つておきたいと思つております。

○国務大臣(野沢三三君) 正に委員御指摘の問題は私自身の問題でもあるわけでございまして、今回の少年事件のような事柄については、一概に一つの物差しやルールで押し切れるというものではないと思ひまして、やっぱりその事件の重大性あるいはそのときの社会情勢、さらには家族を始めとする周辺の皆様の状況等、個別に勘案し、慎重に判断をしなければならぬこととございまして、ルール化につきましては今後の課題として検

討すべきことと考えております。

○角田義一君 では、この問題はこの程度で打ち切らせていただきます。

次に、先ほど吉田議員からも御指摘がございまして治安の維持ということについて、法務大臣としてはこれは最大の関心事でもありますし、頑張つていただくわけでありますが、その治安の維持に当たるべき警察がまたぞろ、事もあらうに懲りない面々というふうな私、申し上げたいと思ひますが、北海道、静岡、福岡というところで続々と不正事実というものが、住民の証拠開示というか、情報公開をきっかけに次から出て、大変なていたらくを今やつておる。これで本當に、こんなことで本當に国民から信頼される警察と言えるのか。これは法務大臣としても私は大変憂うべきことだと思ひます。

こういう一連のこの事態に対して、法務大臣として、まずどういう御感想を持っておられるか。それから、自分の管轄じゃないにしても、これは一番関心のあるところでありまして、警察もしつかりしてもらわなきゃならぬわけですから、どういふことを望むのか。その二つについて、まず大臣からの所信を私は聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(野沢三三君) 私が直接お答えすることが適切であるかどうかは一つございしますが、また、具体的な内容につきましてはまだ十分私も承知しているわけではございませんが、報道されている状況のとおりであるとすれば、大変これは憂うべき事態であると考えております。

これにつきましては、やはり委員御指摘のとおり、公平公正な取締りを進める、さらにはそれによつて日本の治安を回復していく、そういう立場にある者としては、今後ともやはり厳正に対処し、二度とこのようなことが起こらないようにすることが大事ではないかと考えるわけでござい

ます。
○角田義一君 警察庁官房長、今の私の質問に対して答えてください。

○政府参考人(吉村博人君) お答え申し上げます。

まず北海道の事案でございますが、北海道の旭川中央警察署における平成七年五月、それと平成九年九月分の道の捜査用報償費約五十万円に關しまして不適正な予算執行が見られました。また、静岡県警察におきましては、総務課の平成七年度の県費旅費のいわゆる空出張九百四十万円等が判明をいたしました。誠に遺憾でございます。

また、元福岡県警の銃器対策課員が、匿名でございしますが、本人が在職をしておりました平成七年から十一年までの間、裏金を作つていたとする内容の記者会見を行ったところでございます。現在、関係の道県警察におきましてそれぞれの道県公安委員会の指示を受けて全容解明に向けて鋭意調査を実施しているところでございます。

警察庁におきましては、国家公安委員会から、事案を早期に解明して国民の信頼を回復するようにと指示を受けたところでございまして、警察庁内に官房長を長とする予算執行検討委員会を二月十三日に設置をいたしました。

この委員会では、まず関係道県警察と連携をして事案の解明に努めているところでございまして、事案の全容が明らかになった段階で厳正に対処をいたしたいと考えております。

それから二つ目に、この委員会におきましては会計経理における透明性の確保方策についても現在検討しております。既に県費の捜査費執行に対する監査委員への対応の在り方につきまして、

監査委員等から捜査員に対する聞き取り調査の要求が行われたときは、特段の業務上の支障がない限りこれに應じるよう配慮するとともに、二つ目は捜査協力者から領収書を徴取する場合に、本人以外の名義による領収書についてはこれを徴取しないこととする旨、都道府県警察に対し指示をしているところであります。今後とも予算執行の一層の適正化に努めてまいりたいと考えております。

○角田義一君 まず申し上げたいのは、例えば北海道の道警が、一連の対応の姿勢というものは、私は非常にまずいんじゃないかと思ひます。

例えば、幾つか申し上げると、最初コピーという文書、これを受け取れと言つたら、北海道の道警はこれを受け取らないと、受け取りをすら拒否した。それで、今度はいろいろ調べたいから会わせてくれと言つたら、それも会わせない、拒否をする。余り世論の批判が激しいので次から次へとそれらについては対応をいつたわけなんですけれども、何かあれじゃないんですか、官房長、国民からそういうことを言われるのを、おまえら黙つていろと、おれたちは警察で一生懸命やつていろんだからそんなことを言うんじゃないよと、こういうおごりの高ぶりというのがあるんだ、根底にあるんじゃないんですか。だから対応が非常にまずいし、人をばかにしたような対応を取つてきたから余計事態がこじれるのと違ふんですか。警察庁は、警察庁はどういう監督をしているんだね、指示しているんだね。

○政府参考人(吉村博人君) 委員既に御承知のとおり、現行の警察制度は警察事務の執行を原則として都道府県警察にゆだねておるところでございます。都道府県警察における予算執行に関する問題については、まず第一次的にはそれぞれの都道府県警察において公安委員会の管理の下、対応をすべきものと考えておるところでございます。

ただ、御指摘のように、この北海道の問題につきましては昨年の十一月に一部で報道がなされたわけでありますが、当初、その後の十二月の道議会におきまして、北海道警察として、当初は出所が明らかでない資料を受け取る必要はないということと議会答弁をしておるの事実でござい

ます。しかしながら、今年の二月九日でございますが、住民監査請求の監査結果におきまして非常に疑問があるという指摘を受けたこと、あるいは翌日、二月十日でございますが、元北海道警の釧路方面本部長が記者会見をしていろいろと発言をされたというその発言を重く受け止めて、北海

道警察におきましても事案の概要、事案の詳細について調査を実施をしますということを発表いたしました。加えて、三月二日に北海道議会におきまして北海道警本部長が、更に調査を行う必要があることを見通せず、道民の皆様の疑惑を増幅させ、警察に対する信頼を低下させたとして謝罪をしております。

また、三月十二日には、先ほど御説明いたしました北海道の旭川中央署の捜査用報償費に関する調査状況について報告をしたわけですが、不適正な予算執行が認められたということで、それを明らかにして謝罪をしたということでございますので、私どももちろん、警察庁の立場ではもちろんでございますが、北海道警察と十分連携をして事案の全貌をこれからも早急に解明をして、しかるべき措置を取っていきたいというふうに考えております。

○角田義一君 このは所管の委員会じゃないから余り細かいことは私は答弁求めないんだけれども、先ほどの予算執行検討委員会というのを作るとのこと、それは私は結構だと思えますけれども、ただ、よろしいか、官房長、その問題になっている三つの県警についていろいろ調査を徹底的に究明したいと、こう言っているんだけれども、国民は、いいですか、ここが大事よ、国民はこれらの手口はその三つの、北海道、福岡、静岡、これだけじゃないんじゃないかと、みんなそう思っているんですよ。現に、ほとんどの警察の関係者はみんなそう言っている。いろんなことで発覚したのは三つだけだ。これ、全国的にやられている。しかも、北海道の例を取れば、あるいは、ばれないように予行演習までやって、そして監査の予行演習やって、余りよくできないともうちょっと勉強しなさいと、こういうことを言っている。隠ぺいするようなことを警察庁はやってきたじゃないか。

この予算執行委員会というのは、三つのことだけやればいいんですか。それとも、この際、本当に腹をぶつちやけて国民の前にうみ全部出して、

本当の信頼得るならそれは痛みはあるかもしれないけれどもやるかと、徹底的に全部調査してみるか、こういうことにはならないのか、なるのかというのを聞きたいんだよ。

○政府参考人(吉村博人君) 私どもは、ちょうど平成十一年と十二年にいろいろと警察不祥事が続発をいたしまして、平成十二年に警察刷新会議を国家公安委員会の求めで発足をし、その夏には提言をいただきました。警察改革要綱というものを警察庁と国家公安委員会できらえまして、今その改革の推進に当たっているところでございます。

また、非常に治安情勢が厳しいということでもございますので、きちんとした仕事を、信頼に、国民から信頼を得られるような形で組織を組み立て、そして仕事をしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

それで、そのときの警察刷新会議から提言を受けたわけですが、このとき既に、例えば警察の閉鎖性の問題でありますとか、国民の批判あるいは意見を受けにくい体質があるということの指摘をなされました。そこで、最大限私どもとしては、ただいま申し上げましたような改革要綱を取りまとめ、警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化ということについて根本的な対策を推進することとし、またしているつもりでございます。

御指摘の予算執行検討委員会でございますが、これは先ほど御説明いたしましたように、個別の不正経理があるのではないかとという個別の事案が発生したときに、まずは第一的には当該都道府県警察が当該公安委員会の管理の下に事案を明らかにすべきではありませんけれども、そこで、その県と十分連携をします事実関係を解明をしていこうということでありまして、その事務に当たっておりますのが一つ、二つ目は、今後、現在から今後にかけて透明性を高める警察経理の、会計経理の在り方について方策を具体的に検討していこうということで検討をし、先ほど申し上

げましたような施策を打ち出しているところでございます。

委員がおっしゃいます不正の有無について全国調査ということではございますが、その点につきましては、具体的な不適正事案あるいは疑惑が出た場合は、これは既に、これまで関係都道府県警察において公安委員会の指示を受けて、現在、鋭意調査を進めているところでございます。

警察におきましては、先ほど御紹介しましたような警察改革の一環として、言わば情報公開を最大限に進めると。この際にも捜査の秘密という問題がありますので、そのバランスを取りながら折り合いを付けて進めていく必要があるわけですが、ありますが、それでも最大限情報公開をしていこうということ。

あるいはまた、従前、捜査費がなかなか現場の捜査員が使いやすいものになっていないのではな

いかという指摘がありました。これは、具体的に、実は捜査に当たってタクシーに急に乗ったというところで立替払をしたというときに、幾ら幾ら使いましたというのを事後報告をしてそのお金をもらおうということにそれまではなっておりますが、これでは自腹を切る人も出てくるかもしれないということで、平成十三年度から、十三年度から捜査諸経費制度というものを導入をして、例えば警察署の刑事課の刑事一人一人に五千円から五千円、一万円から一万円をそれぞれ渡して、多

頻度にわたる少額のその種の出費については月初めに一定額を渡して、足りない場合は追加配賦もあり得るわけですが、一月たった時点で精算をきちんとして、残りがあれば返してもらう、精算をするということで、少しでも使い勝手のいい捜査費の執行にしていこうというように今実は今やっております。

そういうこともございますので、現在、テロ対策あるいは犯罪の抑止等に全力を挙げなきゃいかぬということでもございますから、全国的にこれを一斉にやるということになると相当の精力をそちらに注がなきゃいかぬということもござい

ので、現時点におきましては、私どもとして全国的な点検、調査については、これは考えていないというのが結論でございます。

○角田義一君 恐らくあなたの方の方はそういう気持ちでいても、これだけ問題になってくると、各県の知事さんは、自分が査定をして出した例えば報償費というものが本当に合理的に使われているかどうか、みんな疑問に思ってきているんですよ、と思つています。僕は、そうすると、各々の議会において、議会対応の中で当然この監査請求というものを恐らくどんどんやってくるだろうと、要求してくるだろうと思う。住民も要求するだろうと思つてますよ。そのときに一つだけ、私、念を押しておきたいけれども、きちんと、今までのようなことじゃなくて、それは真摯にきちんと対応するかどうかということが一つ。

時間がないから、もう端的にいきます。先ほど偽の領収書の発行をやめさせると言ったわけだね。ところが、今までの会計検査院は偽名の領収書を作ってもいいと言っているんですよ。問題は、偽名の領収書を作るか作らぬかということじゃないんだ。報償費がちゃんと相手に渡っているか渡っていないかが問題なんだ。渡っていないで、偽名の領収書を使ってプールして、それを私的に流用するというのが問題なんだ。

だから、もっと端的に言えば、どういう制度、もちろんそれはできないようにするのでもいいかもしれないけれども、一番大事なことは、そういう不正、空出張とか、そういうものは絶対やらせないんだ、これからあつちやならないんだという意識改革なりをどう進めるかというのが官房長、警察庁の最大の任務じゃないのかね。そこを私は聞きたいんだ。それはどういう政策でそれをきちんとやるのかということですよ。

○政府参考人(吉村博人君) 最初のお尋ねの一点目の監査の問題でございますが、これは北海道におきましても道知事から監査の要求が既になされたというふうなこともございます。これに対しては、先ほど御説明いたしま

したように、あくまでそれぞれの府県の問題であらうかと思いますが、警察庁から通達を出しまして、監査委員ですとか監査委員の事務局職員が、なかなか書面による監査、あるいは捜査幹部の説明をもつても心証を得られないということとで捜査員に会わせてもらいたいというふうな御要望があった場合には、これは特段の業務上の支障というの、具体的には当該捜査員が今捜査活動で外に行っていないとか、あるいは取調べ中だというふうなときはなかなか即会わせるといことは難しいうございませうから、そういう場合は除いてこれに應じるように配慮すべきだということを出しておりますので、そのように府県警の方では対応すると思ひます。

それから、二番目の偽名の領収書の問題でございますが、これは本人名義で領収書が取れる場合は問題ないわけでありませうけれども、なかなか実態としては書いていただけない、あるいは他人名義のものしかもらえないということがありますが、これが、もつた当座は組織で捜査をやっていますからよろしいんですが、もし何年かたつて、ある名義の領収書があつて、これが本人名義のかそうでないのかということが一〇〇％完全に分かるのかという議論もあります。

したがつて、議論の整理としまして、領収書を徴取する場合には本人名義のものしか取らないと、それはもう一切これからは取らないと、来年度から。その代わりといひますか、その領収書を、確かにお金を払つたということが証明できなければなりませんので、それは別途の方法で、今時間もあれですので詳しくは申し上げませんが、時間も具体的な担保手段を講じて、これを県警に周知徹底をせしめて、妙なことになるようにそれはやつてまいりたいというふうに思つております。

○角田義一君 それから、一番大事なこと。

○政府参考人(吉村博人君) 先ほど申し上げましたように、十一年、十二年で私どもの組織は痛い目に遭つておりまして、これを再スタートという

ことで、現在、その透明性の確保、それから国民の信頼に足る警察活動をやつていかなきゃいかぬということを進めているところでございますので、その趣旨を更に第一線に徹底するともに、その仕組みの話として、今申し上げました領収書の話でありますとか監査の受け方の問題でありますとか、そういうところもきちつと仕組みの問題として支えながら、そこへ魂を入れていくということを是非これから徹底していきたいと思つております。

○角田義一君 最後に申し上げておくれども、国民は、治安を維持するために巡りさんが一生懸命やる、ほとんどの巡りさんが一生懸命やっているとすることに對しては感謝もしていると思ふんです。だから、必要な捜査とか費用とか夜の食のあれだとか、必要なものだったら堂々と請求すればいいんですよ。こちよこちよこちよこちよやることないんだ。その代わり、悪いことはやらないと、正すものはちゃんと正すと、ただし、しつかりやるからこういふものは要るんだと、これが大事なんです。そういうわけ、びしびしつとこのが。そう思ふないか、あなた。

○政府参考人(吉村博人君) 厳しい予算のシーリングの中で予算の確保をしていくということでありまして、付くようにきちんとした形で執行するということは努めてまいりたいと思ひます。全体の警察活動を、繰り返しになりますが、国民の信頼に足るきちんとした活動が全体として全国行えるように更に私どもも努力をしてまいりたいと思つております。

○角田義一君 官房長はもうよろしい。忙しかつたらいいですよ、委員長は許可いただいて帰つてください。

次に、司法制度改革について若干お尋ねしますが、先ほど吉田委員からお話ございましたが、まあ釈迦に説法ですけども、日本の司法制度、裁判制度というのは、いつとき陪審員制度がありましたけれども、ずっと一貫して戦前、戦

後、特に戦後もそうですが、言わば裁判官、検察官、弁護士というプロというか玄人というか、そういう人たちがつかさどつてきたわけでありまして、一般の国民から見れば一番遠い存在であります。

しかし、今度の裁判員制度というのは、これはもう私に言わせると、司法改革というよりは、革命なんという言葉は自民党さんがうんと嫌がるんだけれども、あえて申すると私は司法革命だといふぐらゐの認識を持っております。なぜかといいますと、当然国民主権なんですけれども、裁判だとかそういう問題については国民はどちらかといえば統治の対象にされてたわけだと思ふんですね。しかし、これがまだ、参加して有罪、無罪を決めるとか量刑を決めるとかということになると、正に社会秩序、国家秩序を国民自らがその一翼を担うということになるわけで、これは統治の対象から統治の主体へという、コペルニクス的な転回になるんじゃないかと私は、自分ではそういう認識をしておるんです。

したがつて、これは日本の民主主義の今後の発展にとつても、二十年、三十年という長いスパンで見た場合に、いろいろなこの制度の欠陥なり正さなきゃならぬ問題は私はうんとあると思ふけれども、基本的にはそういう私は認識に立つて事を進めてもらわないと、この制度というものはいろいろな、抵抗と言つとちよつといふいろいろあるんだが、障害を乗り越えられないんじゃないかと思ひます。

現に、裁判官の中だつて検察官の中だつて、恐らく意識の底には、自分たちは一生懸命やつてきたと。それなりにちゃんとやつてきたし、ちゃんとやつてきたと。別に間違ひはなかつたと思うが、何で今更そんな素人さんが入つてくるんだというところについての違和感なり、そういうものは私はないと言えはうそになると思ふんですよ。それとも聞わなきゃならぬわけだから、法務大臣、これは容易なことじゃないと思ひますが、どうですか。

○国務大臣(野沢太三君) 正に委員御指摘のとおり、司法制度の正に改革よりも革命に近いんじゃないかと、こういう御指摘がございましたが、私もその点については同感でございます。

民主主義の歴史を考えますと、この司法の世界でも、やはりみんなで集まつてみんなで裁判をしたという、発生過程ではそういう歴史もあるわけでございますが、今日発達した三権分立の世界の中で、正に司法の世界というのは、私は最もある意味で信頼され、信用された世界ではなかつたかと思ひます。それがゆゑに逆に国民から遠くなつたり、あるいは時代の流れから後れたりということが今日非常に問題として取り上げられていくわけでございますので、これをやはり正常の姿に戻していくということが今回の改革の中で非常に重要なことであらうかと思ひます。

そして、素人の方に裁かれたくないとか、あるいは素人が何を言ふかという御意見があることも承知しておりますが、しかし、私ども国会議員は少なくともその素人の皆さんを含めた国民の皆様から選ばれてこうして仕事をしているわけでございますから、これはやはり全体として民主主義の基本的理念に触れる問題、触れる問題であり、これからその常識というものを信頼して政治も行政も司法も進めることが大事と考えておるわけでございます。

その意味で、今回のこの裁判員制度は正にその象徴的な法案であると考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○角田義一君 この法案はいずれ来るんでしようから、そのときに徹底的にまた議論をさせていただきます。

裁判員になる方いろいろな負担を強いられるというか負担が課されるというのは、これは客観的事実だと思ふんですね。だけれど、その負担のことはつかり言ひますと、みんなしり込みして後ろへ下がつちゃうんですよ。負担じゃなくて、むしろ、私がさつき言つたように、統治の対象から統治の主体に転換をするんだということになります

と、むしろ権利として、権利として参加してもら
うんだという発想に立つと、また全然展望が違っ
てくるだろうというふうに思っています。

そういうことになりましたと、辞退をする中に、
何だか知らない、だれか知恵付けたのがいて、思
想、信条の何か理由をくっ付けたりや辞退ができ
るようなことを政令でやりたいとかいうような、と
んでもないことを考えている人がいるやに聞いて
おるんだけれども、私はこれはとても賛成できま
せん。何の思想、信条であれんですか、辞退
できるんですか。どういう思想、信条で辞退でき
るんですか。もしそんなことを堂々と、何の制限
もなく認めていったら、この制度は根底から崩れ
ますぜ。

どう思います、大臣。あるいは、あれだ、省で
あずかっている者、だれか答弁してください。

○国務大臣(野沢三三) この裁判員の皆様のい
わゆる御負担を過重なものにしないというために
は、やはり一定のやむを得ない事由というものは
ある程度認めなければならぬ、これは御理解を
いただけたと思います。その内容は具体的に政
令でやむを得ない事由として明確にすると。これ
もまあ、そのように今取り計らっておりますが、
この思想、良心の自由という言わば一番大
事な部分、憲法上の権利にもなっているこの問題
につきまして、これを政令で決めるということに
ついてどうかと、お尋ねのポイントだろうと思ひ
ます。

しかしながら、どうしても死刑を伴うような重
大な判決については、その考えからしても賛成で
きないんだという方の中にはいらっしゃるだろう
と思います。この点につきまして、これからの法
律を實際施行する過程の中で、十分各方面の御理
解をいただながら、どのような形に具体化する
か、今後の取組としてわきまえて進んでまいら
うでございます。

○政府参考人(山崎潮君) 大臣からも御答弁ござ
いましたけれども、思想、良心の自由、これは憲
法上保障された権利でございます。これを侵して

いいということにはならないということは間違
ないだろうと思います。

これは、じゃ、どういう場面を言うかというこ
とでございますけれども、多分こういう典型例だ
と思ひますが、そもそも人が人を裁くと、こうい
うような制度については、自分としては信条とし
ては認めたくないと、認めないと、こういう考え
方だろうと思ひます。ただ嫌だ嫌だと言っている
方とは全く違います、そこは。それを言っている
わけでございます。

その場合に、そういう申立て、申出があつた
ときに、それをどういうふうに受け止めるかとい
うことでございますけれども、本当にそうだと
いうことになったときにそれを認めないということ
になつたら、憲法上の権利との関係はどうなるか
ということがございます。

いすれにしても、そういう事由に当たると
かそうでないのかということとは裁判でチェックを
するということになります。そういう考えででき
ているわけでございます。

それからもう一つ、政令との関係でございます
けれども、大臣からも御答弁ございましたけれど
も、私も、この法律十六条でございますけれども、
も、やむを得ない事由として、典型例として四つ
の事由を掲げております。健康の問題、それから
仕事上の問題ですね、そういう、それから社会生
活上の必要の問題ですね、そういうこと。あるいは
は養育とかそういう関係があるということござ
います。これはもう典型的な例として法律で掲
げさせていただいておりますけれども、それ以外
に政令で定めるやむを得ない事由ということが、
典型例とは言えないかもしれないけれども、明らか
にしておく必要があるものというところでございま
す。

ただいま申し上げましたその思想、良心の自由
に関して、これが典型的かと言われますと、片や
憲法では裁判制度というのを設けているわけござ
います。人々が人を裁く制度があるわけござ
います。そうなりますと、その衝突になりますけ

れども、じゃ、そういう社会で暮らしている方
で、本当に、その思想、良心に反するからこれは
自分としてはやらないという方が本当に典型的か
と言われると、そう典型的ではないだろうという
判断でございます。

したがいまして、それは政令でその趣旨を定め
るということであるだろうということである。このよ
うな考え方を取らしていただきたところでござ
います。

○角田義一君 よく分からないところもあるん
だけれども、今日はこういう問題提起だけしてお
きますよ。あとは、法案がいづれ来るでしょう
から、そのときにまたきつちり議論する。時間、私
の持ち時間はあつたから、今日はこれだけにしてお
きます。

次に、行革会議ですな、行刑改革会議の提言に
ついて二つだけ聞いておきたい。

これは先ほど大臣の答弁にもありましたけれど
も、すばらしい私はこれは提言だと思いますよ。
いろいろの方が本当に御苦労されて立派なものを
作って、この文章生き生きしていますね。いい文
章ですよ、久しぶりにお役人の作った、お役人と
言っちゃいけない、こういう提言とすれば、非
常に感銘を受ける、私は本当に真摯に作られた
提言だと思ひます。私には心から敬意を
表します。と同時に、この提言というものを
どうやったりやるかというのは、正にこれから
の、大臣、最大の任務だと思ひます。

二つだけ聞いておきます。
一つは、この中で、刑事施設視察委員会とい
うのを作れど。これは国民が参加して、行刑を開
かれたものにする等のいろいろ提言をしなきゃなら
ぬということ、これは具体的にこの提言がある
んですから、これはやらないわけにいかないで
しょう。まず、やるかやらないかということ
な、それが一つと。どういう目安で、あるいはど
ういう手順で今後、おおよそいいです、そんなび
たつとした写真真を私は要求していい。しか

し、こういう構想でいきたいとか、このくらいの
時期には充足させたいとか、あらあらものが
あつてもいいと思ひますよ。これをお話し願
いたい。

○国務大臣(野沢三三) この委員会の設置、外
部の有識者の方々に刑務所を見ていただき、御提
言をいただき、あるいは改善を進めていく、その
一つの国民の皆様の判断という、開かれた刑務所
の言わばシンボリックなこれは委員会と考えてい
ただければよろしいかと思ひます。

そして、これは極めて重要でございますし、権
限その他もございまして、法改正が必要では
ないかと今考えられておりますので、監獄法の改
正見直しの中で議論していただくことが適切かと
思っております。

そして、これは当然、各全国に及んでおります
刑務所それぞれの地域性等も考えますので、地域
を主体に考えまして、刑務所が開かれた存在とし
て地域の皆様との意見を疎通させるといふ意味で
も大事な存在と考へておられて、必ず実現をさ
せたいと私は考へております。

○角田義一君 これはね、あつと、時間がない
な、監獄法との関係でこれをやっていくといふこ
とになるとちよつと容易でないような気がします
が、これだけ名古屋の刑務所の問題が起きた
ので、監獄法でどうしても手の付かない問題とか
いろいろあると思ひますけれども、それはそれと
しておいても、やるべきことはやるということ
で何とか監獄法の改正はこぎ着けなければならぬ
と思ひます。それは皆さん、幕下に知恵があるのが一
杯いるんだから、監獄法の改正までしなくてこれ
が何とかできるような法律がもし必要なら、そう
いうことも考へたいいんじゃないかと思ひます
が、大臣、どうですか。

○国務大臣(野沢三三) もちろん、今委員おっ
しやるように、法改正を要しなくてもできるなら
ばそれにこしたことはございせんので、その要
否も含めての検討と、このように理解していただ
ければ結構でございます。

○角田義一君 あともう一点は、先ほども吉田議員から指摘がありましたけれども、刑務官が非常に足りないということでこの提言にもあるんですが、イギリスが何とフランスが、アメリカが何と書いてありますけれども、最低でも六千人を超える人間が必要だと。今後、五年間でも五千二百人の人間が増えなければ駄目だと、こういう提言があるんですね。これ大変なことだと思うんですよ。

今年は何人やるのかと言ったら、二百三十人ぐらい、これも画期的だと、こう言うんだね。画期的だと、二百三十人も増員認めてもらうのは画期的だと。だけど、毎年二百三十人と二十年掛かるわな、五千人やるには。こういうふうにするんだと言ったら、それは単独、単体のこの単年度の予算でございまして説明できないと、こう来たもんで。だったら、その制度を変えればいいじゃないですか。二十年も掛けて五千人にするなんて、そんな悠長なこと言っていられないんじゃないんですか。大臣、どう思います。

○国務大臣 野沢三三君 今年には正に画期的な形で、今までずっと減り続けておりましたこの刑務官を増員させていただくと、こういうことになりました。しかし、必要あるいは望ましい数からしたら、委員御指摘のとおり、まだまだはるか目標は先にあるわけでございます。

現在、私もこの、これまでの努力を更に、今後ともし受刑者収容人員が増えるということであるならば更なる取組をしなければならぬという深刻な課題を抱えながらの今年のこの実績でございますが、これから一つの希望といたしましては、PFIによる刑務所の新設というものが調査を認められ、既に山口県美祿市において一つのモデル事業をやるということで準備を進めておるわけでございます。

これは、民間の資金とそれから民間の能力とノウハウを活用してということで、いわゆる公権力の行使にかかわる部分については大変難しいかと思いますが、その他一般の刑務所運営につきまし

ては大幅に民間の力をおかりできる、それを活用して進められるということで、これが成功いたしましたれば、現在私どもが進めておりますこの全体の刑務所運営についてもその考え方を適用した上で、要員の生み出しその他工夫が可能ではないかと。これは想定もできますので、今後とも一層努力し、工夫しながら、この充足に努めてまいりたいと思っております。

○角田義一君 これもまた突っ込んだ話はまたいずれやらしていただきますが、最後になりますけれども、行革会議がやったアンケート、受刑者のアンケートの中に、日用品の物品の購入について受刑者が非常に高価なものを買わされておるという指摘と、それからその範囲も不満足だという指摘がアンケートの中に出てくるんですよ。そして、そのメンバーの一人が、財団法人矯正協会と有限会社矯正弘済会との関係の中で受刑者が不当に高いものを買わされているんじゃないかと、あるいはまた、どうも法務一家というような形でその辺の商取引とはいえ極めてあいまいな形で事が進んでいるんじゃないかと、最終的にはやっぱり受刑者が高いものを買わされておるんじゃないかと、こういうことが一部の新聞でも報道され、問題視されているわけです。

これは、私は看過できないと思うんで、単なるこれはもう民間の取引ではありませんね。というのは、矯正協会の支部長というのは各刑務所長がやっていて、それとの取引ですから、これも完全にも私どもに関心を持つべき対象であるとおるんで、これについて、まず法務省としてこの事実関係なり今後の対応なりについてどういうふうを考えておるか、これは急所を端的に答弁してください。

○政府参考人 横田尤孝君 お答え申し上げます。

ただいま委員御指摘のような新聞報道も最近なされたところでございます。矯正協会は、矯正処遇の充実に関する協力及び会員の福利厚生に関する助成などを行うことなど

として、矯正行政の運営に協力することを目的とする社団法人でございまして、同協会がどのような業者からいかなる価格で商品を買入れるのかにつきましては基本的には商取引の関係でございまして、これは委員おっしゃったとおりでございます。

しかし、商品の購入者に受刑者が含まれていることを考えますと、その販売価格が適正でなければなりませんし、また、かりそめにも仕入れ業者との癒着により価格が不当に高いものであつてはならないことはもちろんであります。また、販売による収益も財団法人としての公益性のある目的に従って適正に使用される必要がございます。

そこで、当局といたしましても、現在、これらの観点から問題がないかどうか全国的な調査を実施したところでございます。その調査結果を踏まえて、必要があれば適切に矯正協会を指導していくこととしていきたいと思っております。

○角田義一君 これはやっぱり受刑者の信頼をちゃんと確立するためにも、しっかりと調査すべきは調査をし、正すべきは正すという方針で臨んでもらわなければならないと思いますが、大臣、どうでしょうか。

○国務大臣 野沢三三君 受刑者の福利厚生並びに刑務所が今後とも公平公正に運営されると、いろいろな角度から考えましてこの御趣旨に沿った運営をしていくべきだと考えております。

○政府参考人 横田尤孝君 一点ちよつと、私、言い間違えたようでございますので、矯正協会、社団法人と申し上げたそうですが、財団法人でございしますので、その点だけ訂正いたします。

○委員長 山本保君 よろしいですか。

○角田義一君 終わります。

○千葉景子君 民主党・新緑風会の千葉景子でございます。同僚の角田委員に引き続きまして、何点か質問をさせていただきますというふうに思います。

まず最初に、私もちょっと改めてびつくりをいたしましたんですけれども、法務省もそれぞれ情報の提供にいろいろと努められておりまして、入管、入国管理局もいろいろホームページを持っておられます。ちよつと出しますと、こんなきれいなカラー刷りで出てくるんですけれども、実はこのホームページ上に、本年二月十六日にメールによる不法滞在者の情報受付システムというのが開設をされております。

大臣の所信等でもお伺いをいたしましたけれども、従来から入管でも、不法滞在者についての様々な情報を市民から電話とかあるいは手紙などで募ってきたという経過がございます。そしてそういう中で、多分こういうことだと思っておりますけれども、昨年十二月十八日、犯罪に強い社会の実現のための行動計画、これは犯罪対策関係会議で決定されたものですが、そういうものが発表されて、犯罪の温床となる不法滞在の外国人約二十五万人を今後五年間で半減させよう、こういうことが方針として打ち出されました。こういうことが背景になって、この情報を取得をする、電話とか手紙などではなくしてメールによっても情報を集めよう、こういうことになったのではないかと、こういうふうに私も推測をいたします。

このメールによる情報受付システムというのは、寄せられた情報が、それぞれ関係する、働いておれば働き先、あるいは居住地を管轄する地方入国管理局とかその支局に送られ、届けられて、その情報が活用されると、こういうような仕組みになっているようですが、このホームページ上の情報取得のシステムというのはおおよそこういうことでよろしいんでしょうか。

○政府参考人 横田尤孝君 ただいまお尋ねをいただきましたとおり、この情報提供受付は、入管法の第六十二条第一項で、何人も第二十四条各号、これは退去強制事由ですが、退去強制事由に該当すると思料する外国人を知ったときにはその旨を通報することができるという規定がございます。従来も入管局では、国民の皆様方から電話とかあるいは手紙などでこの退去強制事由、例え

ば不法入国であるとか不法残留の疑いがあるような外国人の情報をいただいてまいりました。

その過程で、国民の方々から、二十四時間いつでも発信できる電子メールでも情報提供したいと、こういう声がございます。昨今のインターネットを利用した電子メール、これが広く普及している事情にもかかわらず、電子メールも利用して情報提供をしていただくこと、こういうことで、今般、入管局のホームページに情報受付の項目を設けたものでございます。

そして、お寄せいただいた情報につきまして、先ほど委員から御指摘がございましたとおり、それぞれその情報を所管する地方入管においてこれを受けた後、内容を精査、分析して、優先度なども勘案しながら不法滞在などの外国人の摘発の端緒として活用していくことを考えているものでございます。

○千葉景子君 これまでも先ほど言ったように電話とかあるいは手紙などでの情報が寄せられていたということですが、聞く範囲で、私が知り得た範囲ではございますけれども、そういう中でも、実際に寄せられる情報というのは、必ずしも根拠のないものも含まれているようなものもございますし、あるいはいたずらのようなもの、あるいは勘違いであったというようなものもあるということも言われております。

そういう状況の中で今回のまたメールということになるんですけども、これを見ますと、別に自分の出所、出所というか名前を明かしたりそういうことをしなくても、匿名を希望すればそれでも構わないということになっております。

こうなるといえるようなケースが出てくるんだろうというふうに思いますが、これ、どうなんだろうとか、報道などによりますと、開設後五日間で二百件の情報が寄せられたと、開設後五日間で二百から。それから更に日数がたっておりますけれども、どうなんだろうとか、これまでどのくらいの情報が寄せられていて、そして具体的には、内容としてはどういふものが寄せられてきているの

でしょうか、御説明いただきたいと思っております。

○政府参考人(増田暢也君) 先週の三月十一日まで、二月十六日からの間ですけれども、寄せられた情報は約七百八十件に上っております。

内容についてのお尋ねでございますけれども、これは、今、それぞれの地方入管においてこの内容を分析している段階でございますので、まだ具体的にここでお答えできる段階にはございません。

○千葉景子君 かなりの数が寄せられているんですけども、ただ、この情報のホームページ、メールでの情報なんですけど、大変やりやすいというのか、先ほど言ったように匿名でもできるということでもございます。

それから、情報画面を見ますと、外国人の名前、国籍、見掛けた場所などを記入できるようになっているんですけども、ただ、問題はその通報の動機ですね。本来、通報というのは、不法滞在であるということが推測される理由をやつぱり記載をするとか、あるいはそういうことを挙げて通報するというのが本来通報ということの趣旨だろうというふうに思うんですが、このホームページでは、こういうときも通報して結構ですよ、どんなやりなさいとなつてはいるんですが、その動機を選択する項目としては、不安とか近所迷惑とか、違反者のために解雇されたとか、違反者のために求職ができないとか、こういう項目が挙げられているんです。

これは、考えてみますと、こういうことで通報を認める、あるいは寄せてもらうということになると、何でもいいたと。ちよつと何となく気味が悪いなといった通報もある、あるいはいろいろな、外国の方ですと、地域の中でも、やつぱりそれぞれの文化の違いとかそういうことなどもあつて多少摩擦が起こることもある、そういうことになると、近所迷惑、これで通報すると。こういうようなことが言わば助長されるというんでしょいか、そういうことにつながるのではないかというふうに思います。

しかも、匿名性という、これまでのやつぱり手紙とか電話とかいうことになりまして、それなりに意を決して、やつぱりこれは問題がありそうだから通報しようということになるわけですから、匿名で、しかも、今、若い皆さんなんかでもどんなやりますけれども、メールでぶつとクリックすれば通報できるということになるわけですか、非常に私は、何か安易にこの外国人に対するというか、いろんな不安を助長するむしろ契機になつてしまふのではないかとこのように思っております。

これにはいろんな問題の指摘がありまして、先ほど申し上げましたように、これが本当に通報ということに適切に対応するような措置なのだろうかということもありますし、それから、日本もこれから国際的な社会の中で共生の社会、外国人の皆さんも今たくさん日本に居住をし、そしていろいろな活動を展開をし、そしてともに社会の支え役となつていくという時代でもござい

ます。

そういう中で、日本も国際条約をきちつと遵守をしなげら、多文化共生の社会を目指そうと、こういう時代でございますし、むしろそういうために法務省は人権を、外国人の皆さんの人権もきちつと保障し、そしてともに支え合つていくことのできるような、そういうむしろ積極的な対応を取つていかなければいけないと、こういうことではないかというふうに思います。

ところが、こういう、何か外国人の方を見たら通報していいんですよ、不安とか近所迷惑と。こんなことは別にちよつとしたことでも感じたりすることがあるわけですし、いずれにしても、こういうことをこのホームページで挙げるといふことは、誤つたや外資外国人の人に対する偏見を助長したり、それから外国人の皆さんに対する排外的な意識をむしろ強化していくということにつながっていくのではないかとこのように思います。が、こういう点について、大臣、こういうホームページを開設をし、通報を受けるといふようなこ

とに当たつて大臣は何かお考えになりませんかでしょうか。

○副大臣(美川幸夫君) 今先生御指摘がございましたけれども、我が国に入国し、また在留しておられる外国人のほとんどの方がルールを守つておることは言うまでもございせん。また一方、残念ながら、我が国には約二十五万人にも及ぶ不法滞在の外国人が存在していると思われま

す。

社会の安全と秩序を維持するために、不法滞在者に對して厳格に対応することもまた法務省に對する国民、社会の要請であると考えております。

そのためには積極的な摘発活動を行う必要がありますし、これまでも電話、またお手紙で国民の方々からお寄せいただく様々な情報は摘発の貴重な端緒となつております。そのような情報をお寄せくださる方から電子メールで情報を提供していただくという声があり、情報提供を受け付ける手段を新たに加えたのが今回の取組でござい

ます。

法務省といたしまして、今回のメールによります不法滞在者等の情報提供等が人権条約違反などの問題を生じさせないように十分配慮した、徹底した上で活用していくこととしております。

○千葉景子君 今、人権条約等に違反しないように活用していくというお話でしたが、どうでしょう、か、逆に言えば、人権条約、人種差別撤廃条約にむしろ既に抵触をすることになるのではないかとこのように思います。

人種差別撤廃条約の例えれば第二条第一項というところには、細かくは読み上げませんが、締約国が人種間の分断を強化するやうなことをしてはならないと、それからいかなる人種差別につながるやうなことをしてはならないということが明確にされているわけでもございまして、今回のこのやうな、ただ不安だとかあるいは近所迷惑だとか、そういうやうなことを理由にして外国人に對する不当な通報行為を助長するといふやうなことは、私はやはりこの人種差別撤廃条約などにも抵触するし、冒頭申し上げましたけれども、い

ゆる通報という問題にもやっぱりある意味では逸脱をしているのではないかと、こういう気がいたします。

いかがですか、やっぱりこれは法的にも、それから条約上でも非常に問題が多いというふうに思いますが、その点についてどうお考えでしょうか。

○政府参考人(増田暢也君) まず、人種差別撤廃条約を取り上げられましたが、この条約の第一条第二項で、この締約国は市民と市民でない者との間に設ける区別あるいは優先については適用しないとなっておりますので、直接にはこの条約に抵触することはないと考えております。

よしんば、今回の通報メールが外国人に限って情報提供を求めていることが問題だといったとしても、元々退去強制制というのは外国人が対象となつていものでありますから、私も、その退去強制の職務を遂行する上で外国人に限って情報提供を求めているのは、これは合理的な取扱であると考えておりますので、その点においても条約に抵触する問題はないと考えております。

それから、委員の御質問は、特に強く御指摘になられる点は、匿名の通報を許していること、それから通報動機の中に近所迷惑とか不安などというところの通報を許していること、これが問題ではないかという御指摘をいただいているのですが、もちろん、すべて実名の通報で真実の情報提供がいつも必ず行われるならいいのですが、中には、やはり自分の名前が明かしたくない、ただどうこういうことでここに退去強制の外国人がいると思うから入管の方で調べてもらいたい、ということをお考えの国民もおられるわけで、それは従来からも、匿名での電話、匿名での手紙などの情報提供はあるわけですから、そういったことから、私も、私どもとしては、真実の情報をいただく上で、その提供をなさる方が、自分の身元を明かしたくないという方について、そういう方のためにやはり情報提供の道は残した方がいいだろうという考え方であります。

それから、通報動機にいたしましたとしても、何も通報動機だけではありませんが、その方が自分の身元を明かしているとか、あるいは通報内容が具体的にどうか、そういったことなど相まって、その通報内容が速やかに摘発の端緒として着手を検討すべき案件なのかどうか、そういう優先度を判断する上でもやはり通報動機は必要であろうと考えたわけですね。

ちなみに、委員は、安易な通報動機で通報を求めると、いい加減な情報、あるいは外国人を軽視するような雰囲気や助長するのではないかと、御懸念をおっしゃっているわけですが、この入力画面というのは、まず通報者、通報しようという通報者がこの画面を開いて自分の氏名を入力すること、あるいは氏名を入力しないなら匿名というところで次の、つまり、もう情報提供を決めた後に次の画面をクリックし、そこで初めて通報がどんな内容であるのか出てくるものですから、その通報動機を見ていい加減な通報をしようと思うようなシステムにはなっていないと考えております。

○千葉景子君 いや、今そういう御説明ですけれども、今、逆に言えば、このホームページあるいはそれに伴うメールでのいろいろな交流手段あるいは、何というんでしようね、情報発信、それから情報の取得、これは非常に当たり前に、そしてまた容易な手段としてむしろこの社会の中に今定着をし始めているというわけですから、そういう非常に手軽、それから割と気軽にというやつぱりページとして活用されるんだらうというふうに思うんです。

そういう中で、やはり単に、理由としても、やつぱりその動機付けとして不安とかそういうのが載つていれば、不安ということの理由にして、やつぱり何らかの情報をそこから発信をしていくというところにも私はつながっていくだろうというふうに思います。

本来、本当に通報なりあるいは情報をきちっと伝達をしようということであれば、それなりの理由

由を付して、あるいは匿名というのは確かにあるのかというふうに思いますけれども、やつぱりそういうことを通じて、やつぱりお互いに慎重な対応を取っていくということが必要なんだろうというふうに思います。

むしろ、冒頭申し上げましたように、法務省はむしろそういう安易な、そして外国人に対する差別的なやつぱり社会のありよう、こういうものをむしろ是正をし、そしてまたそれを正していく、そういうためにこそ率先をして取り組んでいかなければいけないという立場にあるにもかかわらず、それを本当に無にするようなこういうホームページの作り方、私はやつぱりこれをこのまま放置をしておく、何かお互いに監視をし合い、そして何かあれば匿名でちよつと通報をするという密告制みたいなそういう社会を作り上げていく、特に外国人の皆さんに対してそういう対応を取っていく社会、こういうことに法務省がむしろ加担をするということになるのではないかと、いうふうに思います。

私は、こういう今ホームページのやり方であれば、即刻一回これを閉じて、そして改めてどういう形で本当に適正な管理をしていくかということを検討すべきであるというふうに思いますが、法務大臣、どうでしょう、一回このホームページをえ直す、まずは、こういうのではちよつと問題がある、一回閉じて、そして改めて何か検討していくということにすべきではないかと思いますが、その点、大臣の御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(野沢三三君) 委員も御承知のとおり、日本では今、外国からのお客様を増進させようというふうな、いわゆるビジット・ジャパン、ウエルカム・ジャパンというところの施策を進めているところでございます。

委員御指摘のとおり、このインターネットの活用による情報提供ということが仮に人権を侵したり、あるいはその今言った外国からの立派なお客様の来日にブレーキになるということでは困るわ

けでございまして、あくまでこれはルールを守つて日本に滞在をしていただくための一つの手段、手法でありますので、今のような御指摘がございましたら、そういった点も十分加味しながら、運用の面その他で更なる工夫を凝らしてまいりたいと思つております。

どうぞひとつ、忌憚ない御意見を委員からもひとつお寄せいただければ幸いです。どうぞよろしく。

○千葉景子君 今、忌憚のない意見を申し上げました。一回何しろ閉じなさい。そして、本当に必要な手だてを講ずるのであれば、本当に慎重に、そしてやつぱりむしろ外国の皆さんとともにこうやつて一緒に生きていくように、そして多くの皆さんが日本の社会にも来ていただきたいと、こういう発信とつながるような、そういう情報提供をやつぱりむしろしていただきたい。

是非、私は、率直な意見として、一回このホームページはやつぱり閉じる、そして改めていろんな情報提供をしていくということを強く求めておきますので、是非、その結果がどうなるかまた拝見をして、必要であればまた意見を述べさせていただきますというふうに思います。

大臣、どうぞ一度自らホームページ見ていただきますまして、そして大臣としての、大変、良識是非発揮いただきたいと思ひますが、よろしいですか。

○国務大臣(野沢三三君) 逐次、今情報をいただいておりますので、それらの実績を見ながら、より良い姿にはこれは工夫していかなきやいかぬかと思つております。

○千葉景子君 さて次に、先ほど角田委員の方からも若干触れられました出院の問題もございましたけれども、少し犯罪の被害を受けた皆さんに関する問題についてお尋ねをしたいというふうに思つております。

我が国の犯罪被害者の方に対する対策というのは、平成十二年に犯罪被害者保護関連三法が制定されました。そしてまた、翌年、犯給制度です

進めていくための基本理念、あるいはそれぞれ国や地方公共団体の責務等を明記をし、そしてそれに基づいて総合的な施策を施していくと、こういう内容で犯罪被害者基本法案というものを私ども

それから、先ほど言ったように、弁護士がやはり関与をさせないと、例えば警察へのいろいろなるのは民間のNGOなどの皆さん等々でございす。

ている。というようなこともございます。

この問題は、いずれ、今回、総合法律支援センター法ですか、そういうものも出てくる予定を聞いておりますので、そういう問題とも絡んでくるんだらうというふうに思いますけれども、やはりこれらにも一定の公的な援助、そういうものが必要となってくるのではないかとというふうに思います。

今、関係省庁での連絡会議とか、そういうことと

やっぱりお互い検証し、受け止めていかなければいけないだろうというふうに思います。

これまでは出院情報、出所情報といいましうなか、こういうものは成人の事件には導入を行われてまいりました。被害者に対して情報を提供するというところで行われてきたわけですが、今

○國務大臣(野沢太三君) 問題山積の中の強姦罪に関する諮問ということでありますが、決して全体の一部であるということではなく、この問題に關してははっきりと問題を明確にした上で取り組んでいくことが必要であると。

御指摘のように、強姦罪は性的自由を侵害する行為、そして犯罪であることから、自由な意思決定を著しく困難にするものと認められるよ

うな暴行、脅迫があったときにそのような侵害行為を処罰すると、こういうことが要件となつておるわけでございます。

御指摘のように、強姦罪等の構成要件を構成することに於いては、どのような行為をもつて被害者の意思決定の自由を侵害するものとして規定するのが相当か、これは大変この立証の困難な問題もございますが、いずれにいたしましても、このような性的行為に関する意思決定の自由に対する過剰な干渉になることはないかということも含めまして、種々の観点から慎重に検討し対応していくべきものと考えております。

○委員長(山本保君) 聞きますか。

刑事局長、よろしいですか。

○政府参考人(橋渡利秋君) 今大臣がお答えになりましたとおりでございます。今回の法制審議会に対する諮問の内容は、近時の凶悪犯罪等の犯罪情勢や国民の規範意識の動向等を踏まえた上で、強姦罪等の凶悪犯罪を中心とする重大犯罪の事実態に即した対処が可能になるよう整備するものでございまして、法定刑等の見直しをその内容の中心としたものであります。

委員のお考えになります性的自由に対する侵害としての強姦罪等の見直しにつきましては、大臣が今、ただいま御説明しましたように、種々の観点から検討すべきことがたくさんあることとございまして、そのような、もしそのような検討というものがありますれば、大臣の指示を得ながら、指示を受けながら慎重に検討してもらいたいと思っております。

○千葉景子君 是非、確かにどういう形で適正にその侵害行為に対して制裁を科していくのか、そして、それを防止をしていくためにはどうすればいいのかということとは本当に難しい問題ではあるうかというふうに思いますが、言っているうちにどんどんどんどんやはりその被害に遭う人、そしてその被害側になつてしまふ人、こういうことが多発をしていくわけですので、是非、一刻も早く問題の整理あるいは検討に着手をするというよう

なことも含めて取り組んでいただきたいというふうに思っております。

もう時間があれでございますので、最後に一点お聞きいたします。

先般、大変私もうれしく思いましたが、いわゆる婚外子差別の戸籍法の、戸籍法の施行規則を改正をしていこうという方向が出されて、これも前進であるというふうに思っております。

実は、この戸籍法の施行規則、どういう内容で改正されるのかなというふうに思っております。

て、表記の仕方を変更するというところでございまして、これまでのような、婚外子についてはそれが分かるような表記の仕方ではなくして、差別をなくすということ、私もそれは当然だということに思っておりますが、この際、その表記について、これまで長男とか長女、二男、二女、こういうような表記になっております。で、婚外子についてはそういうものが付かなくて、女、男とかかつていたわけですが、逆に言えば、今度は長男、長女、二男、二女の方に合わせるということではなくて、この際表記は子、子、みんな同じ子です。子、子、そして性別を付けるというよう

な格好にもうそろそろ整理をされたらいかがかというふうに思います。

長男とか長女とか、こういうのは、ある意味では旧来の家的な考え方の名残ということも言えないわけではないわけで、そういう意味では、子供はみんな平等、平等であるよと、みんな同じよと、そういうことも含めて、やっぱりこの表記と

いうのは、そういうものは、身は体を表すじゃありませんけれども大変重要なわけで、この際、そういう意味では本当にみんなが平等な扱い、そしてそういう表示がされるような表記になさつたらどうかというふうに思います。

そういう意味で、この表記についてどんな改正されるんでしようか。できれば、今申し上げましたように子というように統一するような表記を御検討いただいたらどうかというふうに思いますが、いかがでしようか。

○副大臣(実川幸夫君) 先生、今御指摘ありました三月二日の東京地裁判決におきまして、非嫡出子の戸籍の統制欄の記載の在り方について問題を指摘されていることから、それを踏まえて非嫡出子の記載を改善するものでありまして、嫡出子の記載まで改める理由はなく、また現実の戸籍実務に与える影響も勘案すれば、あえて統制欄の記載を子に統一する必要はないと考えております。

○千葉景子君 ちよつと御認識があれだと思うんです。

あえてやる必要はないと。あえて逆に言えばやる必要があるわけですので、今るる申し上げましたように、やっぱり子供の平等であること、対等であるようなことをやっぱり表示上もきちつとしていくことが大事なんです、ただ、なかなかそうは言っても手続上とか、あるいはその制度を精査を、精査とか、それを全面的に変えるにはいろいろな手続上の煩瑣などがあるとかいう意味は、意味ならば多少分らないではないんですけれども、全くそういう転換の必要はないと言っていたとしますと、ちよつとそれは認識において私は欠けるところがあるのではないかとこのうううに思います。大臣、どうでしょうか。そういうやっぱり前向きな、いろいろ事務的に難しい面があるようなことは私も承知をいたしますが、やっぱり方向としてはそういうことも念頭に置かれたらどうかというふうに思いますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(野沢三三君) 長い議論を経まして今日まで来まして、とにかく一歩前進ということ、今回、非嫡出子の扱いについての改善を図りたいと、こう考えております。基本から直すことにつきましては、改めてそれぞれ各党、あるいは国会での十分な議論、国民各層の御意見を踏まえながら検討していきたいと考えております。

○千葉景子君 じゃ、またお聞きすることにしまして、終わります。

○委員長(山本保君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時三十分まで休憩いたします。

午後零時四十八分休憩

午後二時三十二分開会

○委員長(山本保君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、法務及び司法行政等に関する調査を議題とし、法務行政の基本方針に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○木庭健太郎君 午前中も少し議論があつておりましたが、まず司法ネットについて伺いをいたしたいと、こう思っております。

先日、公明党としても野沢大臣にこの司法ネットの実現の申入れをさせていただいたばかりでございますが、司法ネットというのは、いつも野沢大臣おっしゃる通りに、身近で頼りがいがある司法制度構築という意味では、何よりもこの改革というのは国民に実感していただける課題だと、私もこう考えております。

私も公明党、無料法律相談というのを党でずっとやっておりまして、これで大体年間百万件を超える市民相談にこれがつながっているというような実情もございまして。近年、特にこの市民相談見えておりますと、法律上、行政上のトラブルに関するものが増加しているということを私も自身が実感をしておりまして、こういった現状の中で、この司法ネットという制度は国民にどのようなサービスを受けることができるようになるのか、まず概要について事務局から御説明をいただいております。

○政府参考人(山崎潮君) まず、背景事情でございますけれども、現在、内外の社会経済情勢、これが変化してまいりまして、事後チェック型の社会ということになるわけございまして、最終的には透明なルールによって解決をしていこうと、こういう時代になるわけでございます。

この時代背景を踏まえまして、やはり司法を国民により身近なものとするために、民事、刑事を

問わず、あまねく全国において法による解決の、紛争の解決に必要な情報やサービス、これを提供すると、こういうことが受けられるような総合的な支援の実施と体制の整備をしたいと、こういうことが背景でございいます。

具体的には、その中核の運営主体として日本司法支援センター、これを新たに設けて、ここを中心とした総合的な業務を行っていくということでございいます。これは、この単独でやるわけではございませんで、各種相談窓口あるいは弁護士会等、様々なところと連携協力をしながらやっていくということになるわけでございいます。

一つは、情報の提供でございいます。現在でも、その情報、どこへ行ってもそのような手続でやればいろいろ相談が受けられるのか、必ずしも明らかではない、ばらばらに行っている、これを統合して総合的な窓口にしたというところでございいます。それから二番目が、いわゆる貧困な方、経済的に困っている方に対する民事法律扶助の事業でございいます。それから、国選弁護、これは被告人、被疑者、両方のものでございいますけれども、これに関します業務を行うということ。それから、いわゆる司法過疎地域、これの対策の問題でございまして、これもこの中で有効に行っているというところでございいます。それと、犯罪被害者に対する支援、この業務を行っていきいたいという、こういう内容でございいます。

○木庭健太郎君 特に、今回のこの司法ネット作りの中で、私どもが是非お取組をいただきたいと考えている問題がゼロワン、つまりその地域に弁護士が全くないか若しくは一人しかいないというこの地域に対してどう取組をするかという問題でございいます。特に、私は今、福岡に住んでおりますが、このゼロワンマップというのを日本弁護士連合会が作っておりますけれども、私の住む地域も含めて九州というのは軒並みゼロワンが山のようになっています。特に問題のやっばり、九州の場合もそうなんですけれども、この前、大臣のところには、佐渡のお話をたしか申入れのときにさ

せていただいたんですけれども、離島においては特にこの問題は厳しい問題だと思っております。こういった離島地域も含めて、このゼロワン解消に向けてどういう取組をなさろうとしているのか、このネット作りの中で、これを事務局からまた伺っておきたいと思っております。

○政府参考人(山崎潤君) ただいまのゼロワン地域の問題でございいますが、現在、地裁の支部単位で考えまして、支部単位が二百三十三あります。その中で、ゼロワン地域は五十八ということでございいます。委員の御出身の福岡高等裁判所管内のゼロワン地区は十九か所ということになっております。その中で、かなり離島を含んでいるということとは間違いないことだろうと思っております。

この点につきましては、司法は全国であまねくやられるわけでございまして、行われるわけでございまして、全国に必ず都道府県には一つの拠点を置くということが中心でございいます。その上で、そのいわゆるゼロワン地域に対してどのような手当をするかということは、弁護士会の方でもひまわり基金としておやりになっているところもございいます。それから、それが全然できない、実現されていないところもございいます。

私どもといたしましては、その法的需要がどのぐらいのものであるか、あるいは地理的条件、こういうものを総合勘案して、本当に必要なところの場合はもつと先の支部的なものを置かざるを得ないかもしれぬ。場合によっては、それはどのニーズがないと、だけれども必要だという場合には巡回をするとか様々な形で、何らかの形でその法的需要に対応できるように、こういうシステムを構築したいというふうに思っております。また、法案の御承認をいただいて、その先の実務運営で決めていきたいというふうに思っております。

○木庭健太郎君 そういった細かい、いろんな地域によって違いますんで、見ていただいてやっていただきたいとも思っておりますが、ともかくこの実現に向けて今歩み始めたばかりでござい

し、是非ともこの完全な構築へ向けての、司法ネット構築へ向けての大臣の決意、これをここで伺っておきたいと思っております。

○國務大臣(野沢三三君) 私も、過去に裁判を利用、活用しようと思っっている知人を頼って弁護士さんを探したことがございまして、そのとき、東京に住んでいてもなかなかどの弁護士に相談したらいいか、あるいはどのくらいのお金がかかるか、あるいは時間が掛かるか、なかなか実は予測が付かないということで困ったことがござい

ます。今回のこの法律、総合法律支援、いわゆる司法ネットの構想というのは、正に司法を国民により身近なものにするために、民事、刑事を問わずに、あまねく全国で法による紛争の解決に必要な情報サービスの提供が受けられるような総合的な支援の実施と体制整備を行おうと、こういうものでありますので、国民にとって身近で頼りがいのある司法制度の構築を目指す今回の制度改革の中でも極めて重要な意義があると考えております。そのため、私ども法務省は全力を挙げてこの問題に取り組み決意でございまして、よろしく願います。

○木庭健太郎君 次は、今国会、法案関係見させていただきましたが、いわゆる高度情報化社会の進展、これに対応した法改正というのが何本かこの法務委員会に提出をされております。

一つは、電子公告制度の導入のための商法等の改正案であり、また登記のオンライン申請を可能とする不動産登記法案、こういった一連の法案が提出されておまして、いずれもインターネットを利用した制度を構築するというようなものでござい

ます。ただ、私を感じますのは、このインターネットシステムそのものが、これが今完全なものかというとなかなか難しい面も現実にご覧になって、特にセキュリティの面で難があるという指摘がかなりござい

ます。ハッカーとかウイルスによるデータ破壊などの被害はもう本当に懸念される大

きな要素だと思っております。

既に先進国というか、こういう問題では、アメリカでは現実のものとなってこういった被害のことが報告もされておりますし、もちろん我が国も国を挙げて取り組むという問題になってくるんではないかと、まず国際社会において、これらハッカーやウイルスによるデータ破壊、こんな問題に対してどんな安全対策を国際社会が取ろうとしているのか、これについて警察庁からお伺いをしておきたいと思っております。

○政府参考人(伊藤哲朗君) お答えします。インターネットを利用しましたサイバー犯罪は、匿名性が高いこと、また痕跡が残りにくいこと、さらには不特定多数の者に被害が及びやすいこと、また地理的、時間的制約が少ないことなどが特性を持っているというふうに言えると思

います。こうした高度情報通信ネットワーク社会の安全の確保のための対策につきましては、国際社会におきましても重要視されておまして、我が国もその一員であります。G8諸国におきましては、サミットや閣僚会議の場を通じて協力体制を確立するなどサイバー犯罪の対策の検討を進めているところでもあります。

また、欧州評議会におきましては、サイバー犯罪に関する刑事実体法、刑事手続法及び国際捜査協力に関する規定を含んだ世界で初めての包括的な国際条約といたしまして、サイバー犯罪に関する条約が二〇〇一年に制定されておまして、我が国も同条約に署名しまして、本国会に同条約と関連法案が提出されているところであります。

この条約では、匿名性が高く、痕跡が残りにくいサイバー犯罪に対処するために、電気通信に係る記録、いわゆるログをプロバイダーに対して保全要請できること、またコンピューターウイルスの作成行為を罰することを求めておまして、我が国としても所要の法整備を行おうとして

いるところであります。また、他人のコンピューターに対する不正ア

セスにつきましても、各国におきましてはおおむねこれを禁止する措置が取られているところでありまして、我が国におきましても不正アクセス禁止法が平成十二年に施行されたところであります。

○木庭健太郎君 おっしゃるように、国際社会でいような取組がなされていると、それに合わせるように我が国としても様々な法改正にこれは取り組んでいると。ただ、法改正に取り組む、それだけで済むかといえはそういう問題でもない。現実的にこういった犯罪に対してどう取り組むのかという問題が起きてくる。これはもう未来社会を描いた漫画の世界では、警察の中には必ずサイバー対策のそういう特捜部隊があつてというのが、これは漫画の世界では常識であつて、そういうのが今非常に何か日本で受けているらしいですけれども。

言わばそういう意味では、そういった専門の対策というのを我が国としても、国際社会と協調する部分と我が国独自で取り組まなければならぬ部分というのが私はあると思います。それを第一義的にやる警察として検察として、どうこういう問題に我が国として取り組もうとしているのかという点についてもお教え願えれば有り難いと思います。

○政府参考人(伊藤哲朗君) お答えいたします。

平成十五年中のサイバー犯罪の警察におきます検挙件数は千八百四十九件で、前年と比べましても約一五%増加しております。警察への相談受理件数も約四万二千件ございまして、前年に比べまして二・二倍に増加しております。警察といたしましてはサイバー犯罪対策を重要課題の一つとして各種施策を推進しているところであります。

具体的に申しますと、まず捜査面につきましても、各都道府県警察におきましてプロジェクトチームを設置しましてサイバー犯罪の捜査等行っておりますほか、捜査員の能力向上、装備資機材の充実など捜査体制の強化を図っております。ま

た、警察庁及び管区警察局には専門の技術者の部隊による都道府県警察に対する技術的な捜査支援を行っているところであります。

次に、予防面に関しましては、インターネット上の犯罪やコンピュータウイルス・ワーム等に対する定期的及び随時の広報啓発活動、さらに専門の職員である情報セキュリティアドバイザーによる各種相談への対応、また重要インフラ事業者などとの密接な連携等を図っているところでもあります。また、本年の四月からサイバー犯罪に専門的に対処するための情報技術犯罪対策課を警察庁の生活安全局に設けるための準備を現在進めているところであります。

警察といたしましても、今後ともサイバー犯罪対策を積極的に推進して、この種犯罪に取り組んでまいりたいと考えております。

○政府参考人(橋本利秋君) 近年、世界的な規模のコンピュータネットワークが形成されましても社会的基盤となっており、我が国の治安や社会経済秩序を維持するためには、委員御指摘のとおり、コンピュータネットワークを利用する犯罪等いわゆるハイテク犯罪に的確に対処することが必要でございまして、その一環としてハイテク犯罪に的確に対処するための法整備を行うことが不可欠でございまして。

そこで、法務省におきましては、コンピュータウイルスを作成、供与する、供用する罪の新設や電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続の整備等と内容とする犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案を提出しているところでございます。ハイテク犯罪に的確に対処するための法整備は極めて重要でございまして、一日も早い成立を図るべく努力してまいりたいと思っております。

また、実際の事案が発生した場合におきまします検察といたしましては、警察等の関係諸機関と緊密な連携協調を取りながら厳正に対処をしていくものと承知しております。

○木庭健太郎君 先ほど申し上げた漫画というのは、今何か「攻殻機動隊」という、世界的にヒットしているそうでございます。サイバー犯罪に対するそういう描いたアニメでございます。お暇ないでしようけれども、もしあればこちらになると、どんなことが犯罪として発生し得るのかと、面白い参考になると思えますので、御紹介だけさせていただきます。

もちろんそういったハッカーとかそういう問題もそうなんですけれども、ともかくもう一点、例えばインターネット利用が確かに普及しているといふのはそのとおりなんですけれども、もう一方で、インターネットを使うという問題には、そういう犯罪の問題とともに、やっぱり世代間また各人によつて情報の格差という問題がどうしてもまだ今も残っていると。こういう情報格差という問題もやはりこのインターネットの法律をいろいろ作っていくときに大事な視点の一つになるんだらうと思います。

そういった意味では、制度を導入するときに本当に、一律に何でもかんでもインターネットに合わせて作るということが本当にいいのかというと、それは慎重に構えていただきたい点もあるかと、こんなことも感じているし、とにかく国民が不利益が被ることがないように配慮していくことが必要だと、こう私は考えておりますが、この点に関して大臣から所信を伺っておきたいと思っております。

○国務大臣(野沢太三君) コンピューター、誠に便利でございますが、これを十分使いこなせないまた世代や、古いグループはそういうことになるんですが、いることもまた間違いございません。我が国はいわゆるe-Japanということで世界一進んだ電子政府を作ろうということで今日まで来ておりますが、これを実現するためにも今委員御指摘のような問題は克服が極めて重要であると考えております。

今、インターネットを利用する電子公告制度やオンラインの登記申請制度につきましては、会社

の公告の閲覧、登記申請手続などは従来に比べて大変身近で手軽な制度ということになっておりますが、御指摘のとおり、まだこれを十分なじめない国民のいることも事実でございます。

ただ、幸いなことに、我が国におけるインターネットの普及率が極めて高いものとなっております。今、三百人以上の会社ではもう九八%を超えておるといふこと。あるいは三百人未満の、失礼しました、三百人以上の企業で九八、五人以上の事業所で七九%、そして世帯の普及率でも八一%という状況にきておりますので、職場や家庭におきましてはインターネットへアクセスを手助けしてくれる人が必ずどこかにいるんじゃないかというところで、この皆様の御支援を得て利用、活用を進めるといふことも考えられるわけでございまして。

また、電子公告制度もオンライン登記申請制度も、従来の公告方法や登記申請方法を一律にインターネットに切り替えるわけではなくて、それはそのまま残しましてインターネット利用の方法を付加する、付け加えるという形で両者併せて事務を進めると、こういうものでございまして、当面御不自由はないかと思うわけでございまして。

いずれにいたしましても、このインターネットの利用を思うようにやれない、使いこなせない国民の皆様にも必ずしも不利益にならないようにこれからの進め方を考えまして、世帯間の情報格差あるいは地域間の情報格差にも十分配慮して推進してまいりたいと思っております。

○木庭健太郎君 もう一つ別の観点で問題を聞いておきたいのは、会社法法の抜本見直しというものが、現在、法制審議会では会社法法のこの抜本見直しの検討が行われておりまして、昨年十月は、これ、会社法法の現代化に関する要綱草案というのでも発表されております。

もう、ちよつとこれ先の話ですけれども、来年だろうと思いますが、通常国会には関連法案というふうなことになるべく思っておりますが、まずこの抜本、背景を、改正をしようという

ことにした経緯と背景、今後の見直し等について、また、改正するならばどんな改正をするのかと、基本的考え方を含めて、併せて御答弁を事務局の方からいただければと思います。

○政府参考人(房村精一君) 御指摘のように、会社法について全面的な見直しを行っているところでございます。

その経緯でございますが、会社法は企業活動の基盤を成す重要な基本法というところで、近時、我が国の経済情勢の急激な変化に対応すべく度重なる改正が行われております。しかしながら、その元になつております商法そのものが明治三十二年、有限会社法でも昭和十三年と非常に古い法律でございます。したがって、条文もいまだに片仮名文語体ということで非常に分かりにくいという指摘がございます。そういうことから、これを平仮名口語体の現代文に直す必要があるということがまず第一でございます。

また、会社に関する規制といたしましては、商法本体、それから有限会社法、それから、いわゆる商法特例法、この三本の法律に規制が分かれておりますので、やはり利用する国民の立場から非常に分かりにくい、こういう御指摘を受けているところでございます。また、先ほど申し上げましたように、近年、非常に度重なる改正が行われておりますので、改めてその全体的な整合性を図る必要があると、こういう指摘もございます。

そういうことから会社法を全面的に見直しして、改めて体系的にその整備を行う必要があると、そういうことから法制審議会が審議を現在進めているところでございます。

委員御指摘のように、昨年十月に要綱試案を公表いたしました。これについての意見をまとめまして、今後更に審議を続行いたします。できれば来年の通常国会に所要の法案を提出したいと考えているところでございます。

改正内容でございますが、まずその基本的な考え方といたしまして、会社に係る法制が合理的であり、かつ国際的に見ても遜色のない制度と、こ

ういう制度を整備することによって、我が国の経済の活性化、競争力の強化に資することとしたいと、こういう立場でございます。

具体的な内容といたしまして、まずは利用者の視点に立った規律の見直しというのを考えております。具体的には、例えば会社法制のユーザーの大半を占めるのが中小企業でございますので、現在、株式会社と有限会社に分かれております規制を一本化したしまして、中小企業にとって使いやすい会社法制にしたい。あるいは、新たに会社を設立しやすくするように、株式会社、有限会社の最低資本金制度について、その額の引下げ又は撤廃を含めて見直しを行うというようなことを考えております。

また、会社経営の機動性、柔軟性を向上させること、こういう観点から、例えば合併対価の柔軟化と、こういうようなことによつて組織再編をより容易に行えるようにすること。また、株主に対する利益の還元方法の合理化、あるいは取締役が積極果敢な経営を行うことができるよう取締役等の責任に関する規律の合理化と、こういったようなことが検討課題となっております。

さらに、創業の活性化、共同事業の実施の円滑化と、こういうことを考えまして、出資者の有限責任が確保され、会社の内部関係については組合的規律が適用されるという、いわゆる有限責任法人、こういう新しい会社類型を考えると、以上のようなものが主な検討内容となっております。

○木庭健太郎君 最低資本の問題、どんなふうにお考えになつていらっしゃるか、簡潔に御説明ください。

○政府参考人(房村精一君) 現在有限会社が三百万円、それから株式会社が一千万円と、こうなつておりますが、この額を引き下げる、例えば三百万円に統一する、あるいは更に引き下げる、更に進んでもう一切撤廃してしまつと、こういう複数の案が現在検討の対象となつております。

○木庭健太郎君 この最低資本金の問題というのは、前、一千万まで上げたばかりはばっかりないですけれども、ただ、新しく創業する、そ

う人たちにとつてみると、なかなかこれ高いネットクになつていふことも事実であつて、その意味では、今この日本経済の再生の観点から、どんなふうになるのかというのは、皆さん、この問題注目をしておりますし、昨年、これ、経済産業省でございますが、一円でも起業できるようにする中小企業挑戦支援法、成立しておりますが、施行後、現在まで、どんな状況になっておりますか。

○政府参考人(桑田始君) お答えさせていただきます。

今先生から御指摘いただきましたように、我が国の経済の活性化のためには、やっぱり新事業をいかに生み出していくか、また、新たな雇用をいかに創出していくかというのが重要な課題でございます。私どもとしては最大の政策課題として取り組んでおります。

そういう中にありまして、今までサラリーマンの方とか主婦の方とか、創業の担い手として期待されていふんですけども、会社設立にかかわる資金調達に困難だというような指摘を受けておりました。そういう観点から、私ども、この商法の最低資本金規制の適用の特例を設けて、手ごろな資金で会社設立を可能とする中小企業挑戦支援法を昨年二月に施行いたしました。

おかげさまで、制度施行開始以来、利用者は着実に増加をしております。その勢いは一年を経た現在でも全く衰えを見せておりません。これも、先週末の三月十二日時点でございますけれども、私どもの方に創業者であるということの確認を求めた申請が全国で一萬二千九百六十一件、これは、今先生から御指摘がありましたように、資本金一円でもという会社で、例えば五百六十六件その中に含まれておりますけれども、申請があり、既に会社を法務局の方で登記をされて設立に至つたものが九千九百二十三件ということでございます。一円の起業も四百二十五件ということになつております。さらに、創業が行われた後に、増資によりまして商法で定めております最低資本金額を満たすまでに成長された企業がこの中

から、本制度の言わば卒業グループでございますけれども、これが三百四十八社に現時点上つております。

私ども、このように非常に手ごろな資金でタイムリーに開業していくという意味で、開業の手段として定着をしておりますのではないかと、いうふうに自負しております。

○木庭健太郎君 よく、アメリカと日本で起業率の差みたいなことも言われます。そのときにいつも言われる一つの問題がこの最低資本金の問題なんです。そういう意味では、せっかく特例で今回はやっている、一円の問題というのは、というところですよね。

ただ、そういう人たちに聞いてみても、この最低資本金の問題をどう考えているかというような問題の調査もなさつていふところだと思いますが、そういった点も御紹介もいただき、私は、できればこの問題というのはそういう現場の実情に即しながら検討をしていただきたいし、日本で新しい企業を起こして経済活性化のためにやっていると、こういう体制を作ること、是非大事だと思つていふんですけども、ともかく何かその調査の結果なり御報告があれば伺つておきたいと思つております。

○政府参考人(桑田始君) お答え申し上げます。今御指摘がいただきましたように、日本と米国のことを比較しますと、開業率、相当差がございます。これは、アメリカは多産多死で、日本は少産少死とも言われております。最近時点で両国を比較できるのが九七年とちよつと古くなつてしまひますけれども、アメリカの開業率が一四・三、我が国はそれに対して三・六ということでございますので、一〇％程度低いということでございます。

米国に比べて開業が低い理由としては、社会的な風土等々いろんな要因がかかわつてまいりまふけれども、最低資本金の問題につきまして、私ども、現在、三月に入りましてから電話でこれまで特例を受けられた方々にアンケート調査をしてお

ります。これまで二千件以上の方々の回答をいただいておりますけれども、それを見ますと、最低資本金の特例制度が創設されたことを知って起業した方が全体の五割に達してございます。したがって、本特例制度の創設が、ある意味で創業の増加でございまして、新たなチャレンジを促すという意味では非常に効果があったのではないかと、私どもも認識しております。

それから、併せまして御報告させていただきたいと思っております。最低資本金特例制度を利用した女性起業家の方々の割合が、約二千二人の方から御回答いただいておりますけれども、二二%に上っております。御承知のように、全国の企業の、会社の女性の社長の方が五%という実情に比べますと、これによりまして女性の方々も創業をしやすくなったというふうに私どもとしては考えております。

いずれにいたしましても、この最低資本金制度の特例制度を使いながら、タイムリーに、手ごろな資金で創業できるように私どもとしては積極的に支援をしていきたいと思っております。

○木庭健太郎君 今、大臣聞いていただいたとおりのことなんです。やっぱり、こういったものが一つ。

もちろん、最低資本金というのは会社債権者の保護という問題で、これは大事な問題なんです。でも、現在の状況を踏まえるならば、どうあるべきかというのは、正に今の日本の経済状況、いろんなことも判断していただきながら、日本ではやはり起業をでき、いろんなことに展開できるという方向へ私は進めていくべきだし、そこに正に今度の改正、来年出されるやつが大きくかわっているということもございまして、これへ向けての決意というか、それを大臣から伺って、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(野沢三三) 経済の活性化、特にベンチャー企業の育成等に関しては、今の最低資本金の見直しも含めた会社法の見直し、緊急の課題

と考えております。私ども、これは法制審の審議状況等も見守りながら、何としてもこの前進のためにこれからも努力をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

○木庭健太郎君 終わります。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。大臣の所信の大きな柱である司法制度改革の中で、まず裁判員制度の問題について質問をいたします。

私たちは、この制度は、長く職業裁判官が独占してきた日本の裁判に一般国民が参加をするという点で大変重要な制度だと評価をしております。そして、本当に国民の参加というものをの実のあるものにするには、審議会の意見書が述べましたように、「裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができ」、「こういう制度にする必要があります。そのために、私たちは、合議体でいいますと、裁判官一に対して裁判員は九人以上、少なくとも裁判官の数の三倍以上の裁判員が必要だということを考えております。

大臣も、就任直後の記者会見で、裁判員の実質参加のためには数が多いことが必要だということとを述べられております。ところが、今日、衆議院でも行われましたこの政府案につきまして言いますと、裁判官三、裁判員六という数となりました。これでは、市民が添え物になって、主体的、実質的な関与というのができないんじゃないか、こう思いますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(野沢三三) 委員御指摘のこの数の問題は、与党の中の調整におきまして最後まで議論のあったところでございます。

合議体の構成の在り方については、まず評議の実効性の確保や、個々の裁判員が責任感と集中力を持って裁判に主体的に、実質的に関与するということを確認することが大事でございまして、合議体全体の規模にも一定の限度があるということ、議論の推移といたしましては、まず十人に至らない程度の全体の数を決めることが適当である

と考えてきたわけでございます。

次いで、この裁判員制度の対象の事件というのが法定合議事件の中でも特に重大と認められる一定の事件であることから、現行の法定合議事件と同様に、原則として裁判官三人による慎重な審判を行うということが必要であるということと、その数をまず決め、そして合議体全体の規模が十人以上ということであると、残りのところで裁判員を六人ということが合理的ではないか。これで二対二ということになりますから、裁判官よりも裁判員が二倍ということに相なるわけでございまして、御提案の御趣旨等にもある程度はこれは沿っているものではないかと思うわけでございます。

はどう議論され反映されているんでしょうか、事務局長。

○政府参考人(山崎潮君) そういう実験が行われたと、そのことは承知はしておりますけれども、ただこれは、問題はその人数いかにというよりも、裁判官がいかにその裁判員の方に意見を表明してもらえないか、そういうような指揮をするかというところにも絡んでくるわけでございまして、必ずしも人員が何倍かということが決め手になるわけではないというふうに理解をしております。

また、二倍で足りない、三倍でなければならぬという、こういう公式はどこからも出てこないわけでございまして、私どもはその評議の実効性、こちらの方が重要だというふうに思っています。余り多数ですと本当にしゃべらない方が出てくる、これでは何のための評議かということになりますので、そこをまず重要視をする。それで、最大限、多数の考え方の意見が反映されるようにその六人ということを選んだ、こういうこととでございますので、御理解賜りたいと思います。

○井上哲士君 その国民の感覚を最大限に反映させるというためには、一般国民である裁判員が職業、プロの裁判官の前で萎縮せずに発言をできる、そういう条件が必要だと思っております。

そういう点でいいますと、人数とともに比率が私は大変大事だと思っております。九州大学が行った模擬裁判のことを去年の委員会でもちょっと紹介いたしましたけれども、裁判官と裁判員の割合が三対十という場合には、一人当たりの発言回数は、裁判官が二十回、裁判員が十三回ということ

であります。裁判官三、裁判員四、こういう数ですと、一人当たりの発言回数は、裁判官が三十七回、裁判員十七回と、ずっと裁判員の数が減ります。ですから、裁判員の比率が少ないと、裁判官に対して、一人頭でいいますと半分以下の発言しかしなくなる、こういうことが出ているわけですね。

ですから、本当にやっぱり裁判員が萎縮せずに発言をできるためには、こういうしつかりやっぱり比率を確保するというのが、私は三倍以上が必要だと思っておりますが、こういう比率という問題

結局、三人という従来の裁判の体制にどう国民を付け足すか、こういう発想がやはり大本にある。これでは本来の裁判員制度の在り方とは私は違っているんじゃないか。そういう従来の裁判にどう付け足すかということではなくて、国民参加の新しい制度として制度設計を考えるべきだと思いますけれども、その点、もう一度大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(野沢三三) この人数に関しては、私は分かりやすく今お話を申し上げたのであまい表現になりましたが、法曹にかかわる例えば最

高裁判所あるいは弁護士会の御意見、あるいは各党それぞれの御意見、これらをすべて集約した形で最も妥当な案として今回の案を決定させていただいておりますので、必ずしも付け足しということではございません。あくまで国民の皆様常識が正しく反映されるということと決定された、こういうふうにご理解いただきたいと思います。

○井上哲士君 野党も、そしてまたいろんな市民団体もこの数ではやはり不十分だということを言っているわけでありますから、この点は今後法案審議の中でも再度議論をしていきたいと思います。

この裁判員制度の導入に伴って刑事司法の系統を改善をしていくことが求められておりますけれども、結局、長らく批判のあった代用監獄の廃止、取調への可視化、それから証拠の全面開示、これらは全部見送られました。

その一方で、刑事訴訟法の改正案が出されているわけですが、この中には被告人の防御活動や弁護活動に不当な制約をもたらす、こういう中身も含まれておることは大変重大だと思います。

今日は開示された証拠の目的外使用禁止の問題をお聞きしたいんですが、被告人及び弁護人は開示された証拠の複製その他、その内容の全部又は一部をそのまま記録したもの又は書面を当該被告事件の審理の準備以外の目的で使用してはならないと、こういう規定が入りまして、被告人については罰則まで付けております。

憲法は八十二条で裁判の公開主義を定めておりますが、その趣旨は、公判手続を公開をすること
で国民の批判にこたえる裁判がなされる、これに
よつて公平な裁判がなされると、こういうことだ
と思います。私は、この開示された証拠の目的外
使用ということはこの憲法の公判の、裁判の公開
主義に反すると思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(野沢三三君) 今回、刑事訴訟法等のこの一部を改正する法律案では、検察官が開示した証拠の複製等を被告人側が当該被告事件の審理の準

備等の目的以外の目的で使用することを禁止することによりしております。

しかしながら、刑事裁判の審理が公開の法廷で行われるということには変わりはありませんで、そのように開示証拠の複製等の目的外使用を禁止するものとしても裁判公開の原則に反するものではないと考えておるところでございます。

○井上哲士君　今回、それでは今回この開示された証拠の目的外使用を禁止する、その趣旨、目的は何なんでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) この証拠の開示は何のために行われるかということでございますけれども、今回、かなり被告人の防御のために証拠が開示されるように、そういうような法律を用意しているわけでございますけれども、すなわちは、証拠調べの実施前に争点整理が十分に行われるようにと、こういうために証拠を開示するわけでございます。

こうなりますと、何のためということは、やっぱり被告事件の被告人の防御のためということになるわけでございまして、被告人の事件から離れてそれ以外の目的で使用がされるということになると、その中に関係者の名譽、プライバシー、こういうものもあるわけでございまして、こういうものの侵害になる、場合によってはその中から証人の威迫等が行われる可能性もあるということでございまして、そういう弊害が生ずるおそれがあるということから、それを防止するためにこの規定を設けたということでございます。

○井上哲士君　もちろん、被告人や関係者のプライバシーに配慮をしなくてはならないのは当然であります。

しかし、現行法でも訴訟記録等の閲覧を行った者はプライバシーなどへの配慮から様々な制限を課しておりますけれども、刑事罰はありません。不当な利用については弁護士倫理であるとか民訴法で対応し、それから名誉毀損とか恐喝などは刑法で対応するなど、現行は極めて抑制的だと思ふんです。なぜ一律に、かつ刑事罰を科すほどの

厳しい制限を新たに付けなくてはならないのか、この点いかがでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) この点に関しましては、現在の刑事訴訟法の中でも、開示された証拠の扱いに関するルール、これが明確ではないわけですのであります。

そういう中で、かなりいろんな問題が起こっておりまして、例えば暴力団関係者にそのコピーが出てしまうということもございましたし、場合によってはインターネットで公開される、あるいは雑誌に掲載される、こういうような乱用事例がかなり目に付くわけでございます。

このたび、今、国会に提出している刑事訴訟法等の一部を改正する法律案、この中で、従来より開示される証拠がかなり広がる、範囲が広がっていくという手続を設けているわけでございます。そうなりますと、今まで以上にいろいろな証拠が開示されるということになりますと、やはりこの辺をきちつと押さえないと今まで以上に乱用の事例が出てくるおそれがございます。そこをやはりきちつと防止をしなければならぬということとかから手当てをしていると、こういうふうに理解をいただきたいと思います。

○井上哲士君 乱用されたものについては別途手当てをすることはあると思うんですね。しかし、実際にはこれまで、共犯事件とか、それから例えば痴漢冤罪とか、関連するいろんな事件などの場合に、それぞれの弁護人、それから被告人も一連合に、それぞれの弁護人、それから被告人も一連なる場合もあります、開示された証拠をお互い

に検討、協議をする、そういう弁護士会議であるとかそれから事例研究会、こういうことは広く行われてきましたし、松川事件のように、多くの国民が公開された訴訟記録などをよく検討して真実を訴えて、公正な裁判を求めることによって正しい裁判が実現をした、こういう歴史もあるわけですから。こうした活動が目的外使用からはみ出すという事で制限をされるということになるんじゃないのですか。

○政府参考人(山崎潮君) 例えは、弁護団でいろいろ会議をするという場合は、その被告人の事件の關係であれば、その弁護団の中でそのコピーでその協議をするということは構わないわけでございます。また、共犯者との關係で行う場合は、共犯者は共犯者で、もしその証拠が必要であればその手続で自分の方でもらえるわけでございます。それが仮にもらえないとしても、その内容を伝えさせていただきます。そういう意味でその支障はないのでございませう。そういうふうに私どもは思っているわけでございませう。

それから、一般的な検証の御質問でございますけれども、これは別途、例えば確定事件であれば確定記録法ですか、こういうことに基づいてそのの閲覧等、それをすることができるだけでございます。そういう手続で経たものを御利用いただきなす。というところでございますし、また、そういうものでその研究をする場合に、そのものを使うということではなくて、その趣旨を明らかにして協議をいただく、あるいは研究をいただくということとで足りるというふうに私どもは思っております。

○井上哲士君 支障はないとおっしゃいましたが、
れども、やはり現に弁護士団体を始めとして、こ
ういう規定が入りますと被告人の防御権や弁護人
の弁護活動に重大な影響を与えると、こういうい
ふようなやっぱり危惧の声が出ているわけです。

現在でも犯罪被害者等の保護を図る関連の法律で、不当に関係人の名誉や生活の平穩を害し、又は捜査や公判に支障を生じさせることのないように注意しなくてはならないということを閲覧等で規定をしているわけで、一律と禁止とせずにごうごういう不当な行為などを具体的に禁止すると、こういふことで事足りるんじゃないでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 不当な行為、これ全部をどうやって拾い上げるかという問題でございまして、閲覧なら閲覧というところに限ってやるならいいんですけれども、これはいったんその証拠が渡りますと、後どういう対応でどのようになつ

ていくかということ、これを全部克明に書き出すことは非常に難しいわけでございます。そういうことから包括的にその目的外使用について禁止し罰則を設けていると、こういうことでござい

○井上哲士君 繰り返しですが、現在でも様々な形で不当なものについてはこういう禁止の規定があるわけですから、そういうことで対応すべきだと思ひますが、これもまた法案の際にじっくりと議論をさせていただきたいと思ひます。

もう一つ、これ裁判員制度に戻るのでありますが、守秘義務のことも大要議論になっております。

衆議院の議論を見ておりまして、この点については行き過ぎた守秘義務を課することは裁判員に非常に負担になるし、国民から裁判員制度を遠ざけることになる、こういう批判が出ておりました。これに対して、評議の秘密にかかわらないもの、例えば感想とかこの程度なら許される、その区別を明らかにするための方策を考えると、こういうこともありました。

しかし、感想はいけれども意見は駄目と、こういうことになるわけで、やはり当事者が、裁判が終わった後、それに関する自分の意見を表明するとか、この裁判員制度に在り方についての意見を表明するとか、ここまでも禁じる必要はないんじゃないでしょうか。

○政府参考人(山崎潤君) 確かに感想は述べていいということでございますが、この裁判員制度に対する将来の提言、これも言っていたとしてもそれは構わないだろうと思ひます。問題は、それが評議の秘密とか個人のプライバシー、こういうものに触れる場合は禁止をするということを言っているわけでございますので、そこに触れない範囲で制度に対する提言等をいただいてもこれは問題はないというふうに考えております。

○井上哲士君 本人の、自分の評議に対する意見、これも含めて今禁止になっている。これは外す必要があるんじゃないかと、こういうことを

言っているんです。

○政府参考人(山崎潤君) これは、私どもはそれは外すべきではないというふうに思っております。個人が、自分はこう考えた、ああ考えたということ、これを全部表明すれば各人が表明をしてもいいということになるわけでございます。各人が全部そろえば評議の秘密は全部現れてしまうということにもなりかねないということでございます。

それからまた、意見を公表してない裁判員の意見も内容的には推測されるという状況にもなるわけでございますので、これは厳に慎んでいただきたいというふうに考えております。

○井上哲士君 もちろん、他人の意見等やまた秘密については、それは守秘義務を課すべきだと思いますが、私は、自分自身の意見について裁判が終了後まで課するのはこれはやはり行き過ぎだと思ひます。この点も今後法案の質疑の中で議論をしていきたいわけですが、やはり過度のこうした規制を置くことはこの裁判員制度を国民から遠ざけることになってしまうと、このことだけ指摘をしておきます。

次に、戸籍の問題で幾つかお話、質問をいたしますが、婚外子のプライバシーの侵害だという判決を受けて戸籍の記載を変えようという方向を大臣が打ち出されました。これは大変歓迎しております。時期と方法はどのようにされるのか。

それから、この問題の根本には、いわゆる相続における差別という問題があります。これは国際機関でもいろんな指摘がありまして、国連の社会権規約委員会でも、婚外子に対する法的、社会的及び制度的差別が存続していることについて、特に相続及び国籍に関する権利が制限されていることに関し懸念を有するというのが日本に対して指摘されていますが、こうした国際的な指摘をどう受け止めて取り組もうとされているのか、大臣のお考えをお聞かせします。

○国務大臣(野沢三三君) お尋ねの戸籍の統制欄における現行の取扱いは、嫡出児についてはそ

の出生の順に、例えば長男、次男あるいは長女、次女と記載して、非嫡出児については男又は女と記載することになっております。

三月二日の東京地裁判決においては、非嫡出児であることが強調されることがないようにすべきである旨の判示がされたこととありますが、これを真摯に受け止めて、法務省として、非嫡出児についても嫡出児と同様に長男、次男あるいは長女、次女と記載するようにその記載の方法を改善する方向で戸籍法の施行規則、これは法務省令でございますが、その改正で処理をするべく検討中でございます。

この時期につきましては、なるべく早く所要の戸籍法改正、戸籍法の施行規則の改正が行えるように考えております。年を越さない程度というところで努力をしておりますが、もう一つの課題である相続の問題につきましては、なかなかこれは各方面の御意見もございまして、国民各層の御意見を伺い、また国会における議論等も私どもも十分参酌しながら、国際的動向等も含め慎重に対応してまいりたいと考えております。

○井上哲士君 国際的動向と比較をして後れているということで指摘をされているわけでありまして、是非お願いをしたいと思ひます。

この戸籍をめぐるのは、昨年の通常国会で性同一性障害者の特例法を本委員会の委員長提案という形で全会一致で成立をさせました。七月から施行されるわけでありまして、今裁判所に性別変更の審判を求める際に提出をする必要がある医師の診断書の記載事項についての省令案が厚生労働省が作っておりまして、パブリックコメントを求めている最中ですが、この省令案と同時に通知が出される。記載に当たっての留意事項に関するものですが、その検討上のものがいろいろ広がっておりまして、その内容をめぐっている不安の声が出ております。

省令案では、現在の戸籍と違う性です、要するに他の性別としての身体的適合状況や社会的適合状況について診断書に記載することになってい

ますが、その留意点として、この診断を行った医師が必ず診断を受けた者の友人、知人や同僚等の第三者から直接聞き取った供述を示すことと、こういうことがありまして、これでは強制的にカミングアウトになるんじゃないかと、こういう声が関係者、当事者から出ております。

こういう第三者の供述を必ず求めるということはやめるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(塩田幸雄君) 性同一性障害特例法の施行準備を現在進めておりますが、家庭裁判所への性別変更の請求に際して必要となる医師の診断書の記載事項につきまして、厚生労働省で定めるべく、三月一日からパブリックコメントをしていくところでございます。また、省令案と併せまして、記載事項の細目を定める記載要領についても現在検討を進めているところでございます。

ただいま委員の御指摘の点につきましては、御指摘も踏まえまして、記載要領におきまして第三者からの意見聴取を必須としない方向で検討していきたいと考えております。

○井上哲士君 さらに省令案では、医療機関における診断受診歴並びに治療の結果、経過及び結果という項目があります。その記載の留意点として、治療の妥当性、正当性というのがあります。これについても非常に不安の声がありまして、当事者の中には様々な事情で海外での性適合手術を受けられた方もいらっしゃるわけで、正当性が強調されますとそういう方々が排除されるんじゃないかと、こういう不安があります。そんなことはあつてはならないと思ひますが、その点どうでしょうか。

○政府参考人(塩田幸雄君) 性同一性障害当事者の方々の中には、国内で治療が行われる前から、海外において性別適合手術を含む治療を受けた方々がたくさんおられるということは承知しているところでございます。

委員の御指摘にありましたように、海外でそういった手術を受けた方が不利益がないよう、

「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン」というのがございますが、その第二版の内容を踏まえまして、今後検討してまいりたいと考えております。

○井上哲士君 この法律は、大変当事者の皆さんの熱い思いがあり、そして全会派の一致でできた法律であります。制定の過程でも、一人一人が自分らしく生きる、そのことを保障するためにできるだけ広く認定をしようということがありました。そのことを踏まえて、こうした省令やそして留意点にかかわる通知が、当事者の実態に合った内容にする必要があると思います。

いろんな不安の声が上がっていることを紹介いたしましたけれども、やはり早く通知の案も公表をして、そして当事者の皆さんの意見を幅広く聞くと、こういう場を持つことが必要だと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

○政府参考人(塩田幸雄君) 御指摘がありましたように、できるだけ早い機会に当事者の御意見を聞く機会を設けたいと思います。

○井上哲士君 是非、七月からの施行に向けて、幅広い皆さんが自分の心に合ったそういう戸籍を持てるように御努力をお願いしたいと思います。終わります。

○委員長(山本保君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(山本保君) 続いて、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案、裁判所法の一部を改正する法律案及び弁護士法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

三案について政府から趣旨説明を聴取をいたします。野沢法務大臣。

○国務大臣(野沢三三君) まず、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、裁判所の職員の員数

を増加しようとするものでありまして、以下その要点を申し上げます。

第一点は、裁判官につき、判事の員数を六十七人、判事補の員数を十六人及び簡易裁判所判事の員数を十二人増加しようとするものであります。これは、民事訴訟事件・知的財産関係事件、倒産事件及び刑事訴訟事件の適正かつ迅速な処理を図るため、裁判官の員数を増加するほか、これまで沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律中の特例規定に基づいて最高裁判所規則で定められていた裁判官の員数を裁判所職員定員法中に組み入れ、これらを通じて裁判官の員数を九十五人増加しようとするものであります。

第二点は、裁判官以外の裁判所の職員の員数を四百人増加しようとするものであります。これは、民事訴訟事件・知的財産関係事件、倒産事件、刑事訴訟事件及び家庭事件の適正かつ迅速な処理を図るため、裁判所書記官等を二百七人増員するとともに、他方において、裁判所の事務を簡素化し、効率化すること等に伴い、裁判所事務官等を百九十七人減員し、あわせて、これまで沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律中の特例規定に基づいて最高裁判所規則で定められていた裁判官以外の裁判所の職員の員数を裁判所職員定員法中に組み入れ、これらを通じて裁判官以外の裁判所の職員を四百人増加しようとするものであります。

次に、裁判所法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、裁判所書記官、家庭裁判所調査官その他の裁判官以外の裁判所の職員の研究及び修養について、その相互間の連携の強化により一層の充実を図るとともに、その体制の整備等を図るため、裁判所書記官研修所及び家庭裁判所調査官研修所を統合し、新たに裁判所職員総合研修所を設置するなど所要の法整備を行うものであります。

最後に、弁護士法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

第百五十六回国会で成立いたしました司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律により、司法修習生となる資格を得た後に企業法務の担当者及び国会議員等の職に一定期間あつた者等に対して、所定の研修を修了したことを要件として弁護士資格が付与されることとなりました。この法律案は、以上のような弁護士資格の特例制度の見直しを踏まえ、更にその一環として、法律学の教授又は助教の職にあつた者等に関する弁護士資格の特例制度について、所要の改正を行うことを目的とするものであります。

以下、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、一定範囲の大学の法学の教授又は助教の職に五年以上あつた者に関する弁護士資格の特例を見直し、司法修習生となる資格を得た後にこれらの職にあつた期間が五年以上となる者に対して、所定の研修を修了したことを要件として弁護士資格を付与するものとしております。

第二に、司法修習生となる資格を得た後に衆議院又は参議院の法制局参事、内閣法制局参事官等の職にあつた期間が五年以上となる者に関する弁護士資格の特例について、これらの者にも所定の研修を修了したことを要件として付加するものとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が各法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○委員長(山本保君) 以上で三案の趣旨説明の聴取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十七分散会

三月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
一、裁判所法の一部を改正する法律案
一、弁護士法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、四五〇人」を「一、五一七人」に、「八二九人」を「八四五人」に、「七九四人」を「八〇六人」に改める。

第二条中「二万六千七百七十三人」を「二万二千七百七十三人」に、「九百九十二人」を「千七人」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)
第二条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第六十三条を次のように改める。

第六十三条 削除

裁判所法の一部を改正する法律案
裁判所法の一部を改正する法律案

裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「その他の裁判所の職員」を削る。

第十四条の二を次のように改める。

第十四条の二(裁判所職員総合研修所) 裁判所書記官、家庭裁判所調査官その他の裁判官以外の裁判所の職員の研究及び修養に関する事務を取り扱わせるため、最高裁判所に裁判所職員総合研修所を置く。

第十四条の三を削り、第十四条の四を第十四条の三とする。

第四十一条第二項中「乃至第六号」を「から第六号まで」に、「裁判所書記官研修所教官」を「裁判所職員総合研修所教官」に改める。

第四十二条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第五号中「裁判所書記官研修所教官」を「裁判所職員総合研修所教官」に改める。

第四十四条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第四号中「裁判所書記官研修所教官」を「裁判所職員総合研修所教官」に改める。

第五十五条第二項中「研究、修養及び」を「裁判官の研究及び修養並びに司法修習生の」に、「掌る」を「つかさどる」に改める。

第五十六条の二の見出し及び同条第一項中「裁判所書記官研修所教官」を「裁判所職員総合研修所教官」に改め、同条第二項中「裁判所書記官研修所教官」を「裁判所職員総合研修所教官」に改め、同条第三項中「裁判所書記官研修所」に改め、「おける」の下に「裁判所書記官、家庭裁判所調査官その他の裁判官以外の裁判所の職員の」を加え、「並びに養成を掌る」を「つかさどる」に改める。

第五十六条の三の見出しを「(裁判所職員総合研修所長)」に改め、同条第一項中「裁判所書記官研修所長」を「裁判所職員総合研修所長」に、「裁判所書記官研修所教官」を「裁判所職員総合研修所教官」に改め、同条第二項中「裁判所書記官研修所長」を「裁判所職員総合研修所長」に、「裁判所書記官研修所の」を「裁判所職員総合研修所の」に改める。

第五十六条の四及び第五十六条の五を削り、第五十六条の六を第五十六条の四とする。

第五十六条の七第二項中「掌る」を「つかさどる」に改め、同条を第五十六条の五とする。

第六十条の三を削る。

第六十五条中、「裁判所書記官補」を削る。

附則第三項中「以て、」を「もつて」に、「裁判所書記官研修所教官」を「裁判所職員総合研修所教官」に改め、「家庭裁判所調査官研修所教官又は」を削り、「充てる」を「それぞれ充てる」に改める。

第三部 法務委員会会議録第一号 平成十六年三月十六日

【参議院】

附 則

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(裁判所法等に係る資格要件に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前における裁判所書記官研修所教官の在職は、裁判所法第四十一条、第四十二条、判事補の職権の特例等に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)第一条第二項(昭和二十三年法律第四十六号)第一条第二項において準用する場合を含む。及び第四十四条、検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)第十九条並びに弁護士法(昭和二十四年法律第二十五号)第五条の規定の適用については、裁判所職員総合研修所教官の在職とみなす。

(検察庁法の一部改正)

第三条 検察庁法の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「左の資格の一」を「次の各号に掲げる資格のいずれかに、」に、「就いて」を「ついで」に改め、同項第三号中「裁判所書記官研修所教官」を「裁判所職員総合研修所教官」に改める。

(検察審査会法の一部改正)

第四条 検察審査会法(昭和二十三年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六条中「左に」を「次に」に改め、同条第六号中「裁判所書記官研修所教官、家庭裁判所調査官研修所教官」を「裁判所職員総合研修所教官」に改め、「裁判所書記官補」を削る。

(弁護士法の一部改正)

第五条 弁護士法の一部を次のように改正する。

第五号中「裁判所書記官研修所」を「裁判所職員総合研修所」に改める。

第六条 裁判所法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

弁護士法の一部を改正する法律案
弁護士法の一部を改正する法律
弁護士法(昭和二十四年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第五号を削る。

第五号の二第一項中「第四条」を「前条」に改め、同項第一号中「衆議院議員又は参議院議員を、簡易裁判所判事、検察官、裁判所調査官、裁判所事務官、法務事務官、司法研修所、裁判所職員総合研修所若しくは法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第四十四条第三十六号若しくは第三十八号の事務をつかさどる機関で政令で定めるものの教官、衆議院若しくは参議院の議員若しくは法制局参事、内閣法制局参事官又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学で法学を研究する大学院の置かれているものの法学を研究する学部、専攻科若しくは大学院における法学の教授若しくは助教教授」に改め、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、次のイ又はロに掲げる期間(これらの期間のうち、第一号に規定する職に在った期間及び第二号に規定する職務に従事した期間については司法修習生となる資格を得た後のものに限り、前号に規定する職に在った期間については検察庁法第十八条第三項に規定する考試を経た後のものに限り、)が、当該イ又はロに定める年数以上になること。

イ 第一号及び前号に規定する職に在った期間を通算した期間 五年

ロ 第二号に規定する職務に従事した期間に第一号及び前号に規定する職に在った期間を通算した期間 七年

第五号の二第二項を削り、同条を第五号とする。

第五号の三第一項中「前条第一項の」を「前条の」に、「前条第一項第一号」を「前条第一号」に、「同項第二号」を「同条第二号」に改め、同条第二項中「前条第一項第一号」を「前条第一号」に、「同項第二号」を「同条第二号」に改め、同条を第五号の二とする。

第五号の五第一項及び第三項中「第五号の二第一項」を「第五号」に改め、同条を第五号の四とする。

第五号の六を第五号の五とし、第五号の七を第五号の六とする。

第六号を次のように改める。

(最高裁判所の裁判官の職に在った者について)
第六号 最高裁判所の裁判官の職に在った者は、第四号の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有する。

第七号中「から第五号の二まで」を、「第五号」に改める。

第七十五条第二項中「第五号の三第一項」を「第五号の二第一項」に、「第五号の二第一項第一号」を「第五号第一号」に、「同項第二号」を「同条第二号」に、「同項の」を「同条の」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(弁護士法第六條第一項第二号に規定する大学を定める法律の廃止)

第二条 弁護士法第六條第一項第二号に規定する大学を定める法律(昭和二十五年法律第八十八号)は、廃止する。

(弁護士法の資格の特例に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の弁護士法(以下「旧法」という。)第五号又は第六條第一項第二号の規定により弁護士となる資格を有する者の弁護士となる資格については、なお従前の例による。

2 前項に規定するもののほか、この法律の施行

の日前に旧法第六条第一項第二号に規定する職に在った者（この法律による改正後の弁護士法（以下「新法」という。）第五条各号のいずれかに該当する者及び新法第六条に規定する者を除く。）の弁護士となる資格については、なお従前の例による。この場合において、旧法第六条第一項中「次に掲げる者」とあるのは「法務大臣が、弁護士法の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）による改正後の弁護士法第五条から第五条の六までの規定の例により、第二号に該当し、その後、弁護士業務について研修の課程を修了したと認定した者」と、同項第二号中「通算して五年以上となる者」とあるのは「平成二十年三月三十一日までに通算して五年以上となること」とする。

3 前二項に規定するもののほか、この法律の施行の日前に旧法第六条第一項第二号に規定する職に在った者についての新法第五条の規定の適用については、当該職に在った期間及びこの法律の施行の日から平成二十年三月三十一日までの間におけるこれに相当する職に在った期間（以下この項において「経過在职期間」という。）は、司法修習生となる資格を得た後に同条第一号に規定する職に在った期間、司法修習生となる資格を得た後に同条第二号に規定する職務に従事した期間又は検察庁法第十八条第三項に規定する考試を経た後に新法第五条第三号に規定する職に在った期間（同条第四号において通算する場合におけるこれらの期間を含む。以下この項において「在职等期間」という。）に通算することができる。この場合において、当該経過在职期間は、その通算に係る在職等期間とみなして新法の規定を適用する。

（罰則）
第四条 前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる読み替えられた旧法第六条第一項の規定によりその規定の例によることとされた新法第五条の二第一項の規定による申請において、前条第二項の規定によりなお従前の例

によることとされる読み替えられた旧法第六条第一項第二号に規定する職に在った期間その他の重要な事項につき虚偽の申請をして、法務大臣に同項の認定をさせた者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
2 前項の罪の未遂は、罰する。

平成十六年三月二十五日印刷

平成十六年三月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

E